

杉並区総合計画

令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度

新たな「総合計画」等策定の基本的考え方

〇計画の目的

デジタルテクノロジーの急速な進展や、本格的な超高齢社会の到来など、区政を取り巻く社会経済環境は、かつてない大きな変化の波に直面しています。

こうした状況の中、区では、平成24年（2012年）に策定した基本構想が令和3年度（2021年度）をもって終期を迎えることから、区が目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」とした新たな基本構想を、区議会の議決を経て策定いたしました。

区は、新たな基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな総合計画等を策定し、時代や環境の変化に対応した区政を推進していきます。

【杉並区基本構想が掲げる目指すまちの姿と分野ごとの将来像】

概ね10年程度を展望した杉並区が目指すまちの姿

「みどり豊かな 住まいのみやこ」

分野ごとの将来像

防災・防犯	みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち
まちづくり 地域産業	多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち
環境・みどり	気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち
福祉・地域共生	すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち
学 び	共に認め合い、みんなでつくる学びのまち
文化・スポーツ	文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

○計画の構成

(1) 杉並区総合計画

- 新たな基本構想で掲げる区が目指すまちの姿を実現するための具体的な道筋について、長期的な視点に立って示す計画です。
- 8つの分野ごとの将来像に向けた取組を具体化するための29の施策を定めています。
- 29の施策展開を支える基盤となる「区政経営改革」「協働」「デジタル化」の推進を図るための基本方針を示しています。

(2) 杉並区実行計画

《別紙 資料4》

- 総合計画の各施策に掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組・事業を具体的に明らかにした、財政上の裏付けを有する計画です。
- 計画事業については、各年度の事業量と実施時期、所要経費を明らかにします。

(3) 杉並区区政経営改革推進計画

《別紙 資料5》

- 先行きが不透明な社会経済環境の中にあって、不断に区民サービスの質の向上に努めていくためには、民間の経営感覚の導入や、職員の専門性の一層の確保を図ることなどを通じて、単に経費の削減にとどまらない、時代の先を見据えた区政経営を推進することが不可欠であるという認識に立ち、従来の「行財政改革」から「区政経営改革」への転換を意図して策定する計画です。

(4) 杉並区協働推進計画

《別紙 資料6》

- 本格的な超高齢社会の到来や地域課題が複雑化・高度化していくことが予想される中、地域に開かれた多様な主体がつながる新たな協働の仕組みを形づくるとともに、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させるための計画です。

(5) 杉並区デジタル化推進計画

《別紙 資料7》

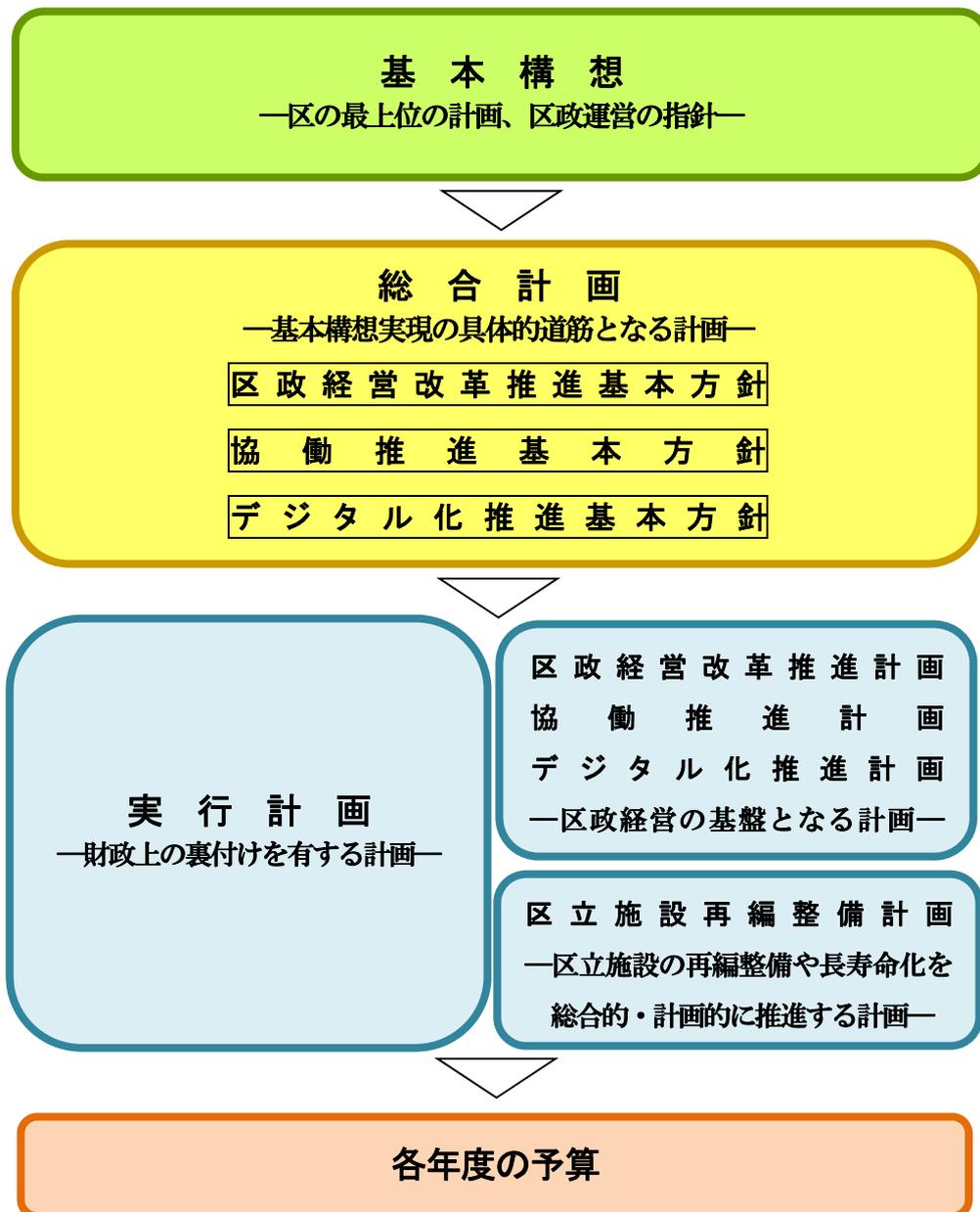
- ICTの急速な進化やコロナ禍を契機とした社会変容を背景に、あらゆる分野においてデジタル化の推進が求められており、サービスの向上と業務の効率化などの視点から、行政のデジタル化を推進するための計画です。

(6) 杉並区区立施設再編整備計画（第2期）

《別紙 資料8》

- 区政経営改革推進基本方針に基づき、今後、次々と更新時期を迎える区立施設の再編整備や長寿命化を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

○計画の体系図



○計画期間

(1) 総合計画

- ・新たな基本構想の計画期間を概ね10年程度としていることから、総合計画の計画期間は、9年間（令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）まで）とします。
- ・また、3か年ごとに計画の改定を行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。
- ・なお、総合計画期間の6年目である令和9年度（2027年度）には、取組の進捗状況等を見極めた上で、令和13年度（2031年度）以降の基本構想、総合計画等の計画期間の延長等について、検討を行うこととします。

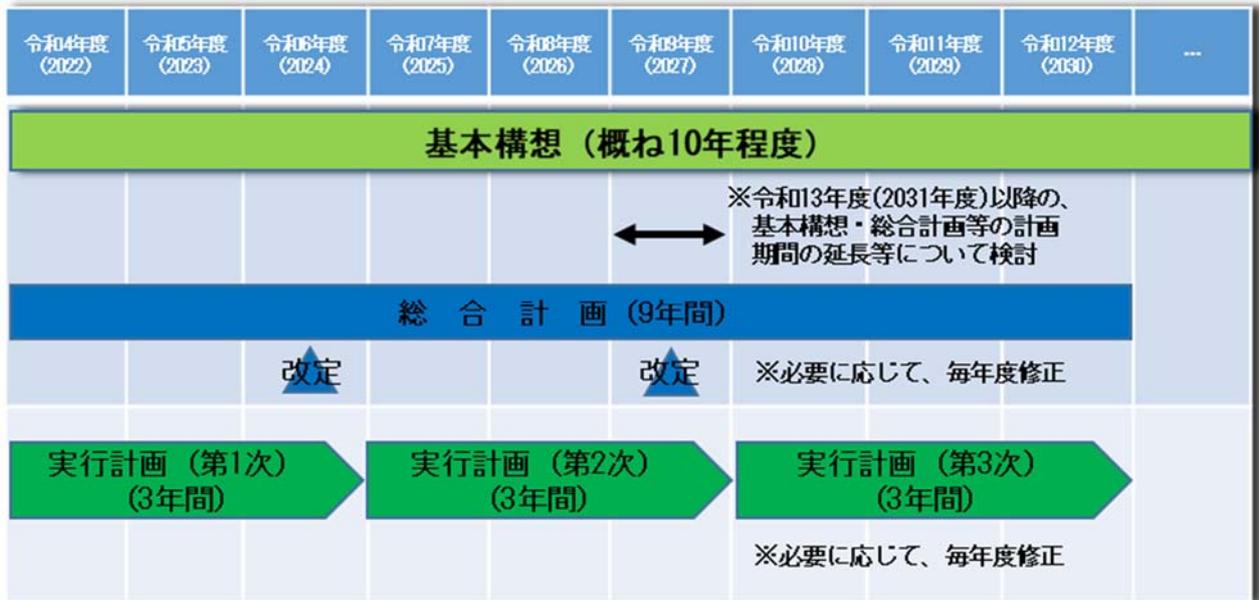
(2) 実行計画

- ・実行計画の計画期間は、3年間とし、総合計画の9年間で3つの期間に分けて策定します。
- ・計画の見直しは、基本的に3年ごとに行いますが、必要に応じて毎年度修正を行います。

(3) その他計画

- ・区政経営改革推進計画、協働推進計画、デジタル化推進計画、区立施設再編整備計画の計画期間は、総合計画・実行計画に準じた取り扱いとします。

(計画期間イメージ)



○人口の見通し

新たな総合計画等の策定に当たり、計画策定の基礎とするため、令和4年（2022年）から令和47年（2065年）までを対象期間とした、将来人口推計を行いました。

（1）推計方法等の概要

推計方法	コーホート要因法
基準人口	杉並区の住民基本台帳登録人口（令和3年（2021年）1月1日時点）
出生率	令和2年（2020年）の杉並区の合計特殊出生率（0.99）
出生男女比	東京都の出生男女性比（平成26年（2014年）から令和2年（2020年）の平均値（105.1））
生残率	「平成27年（2015年）都道府県別生命表（東京都）」及び「令和元年（2019年）簡易生命表（厚生労働省）」数値
人口移動 （転入率・転出率）	杉並区外の地域との転入・転出実績を基礎（過去5年の平均。ただし、外国人は令和2年（2020年）を除く過去10年の平均）

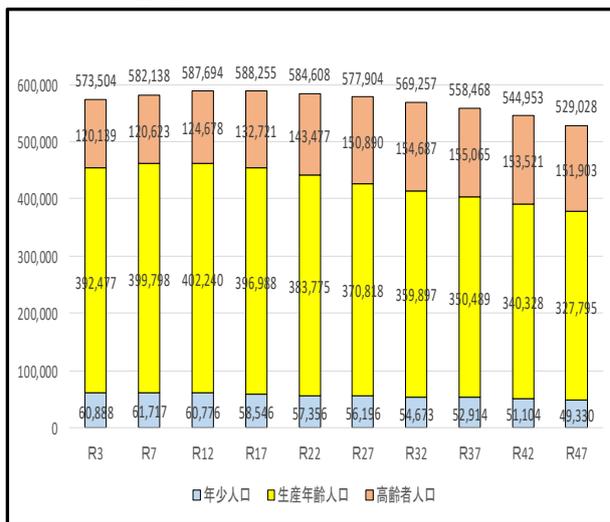
（2）推計結果の概要

①人口ピーク

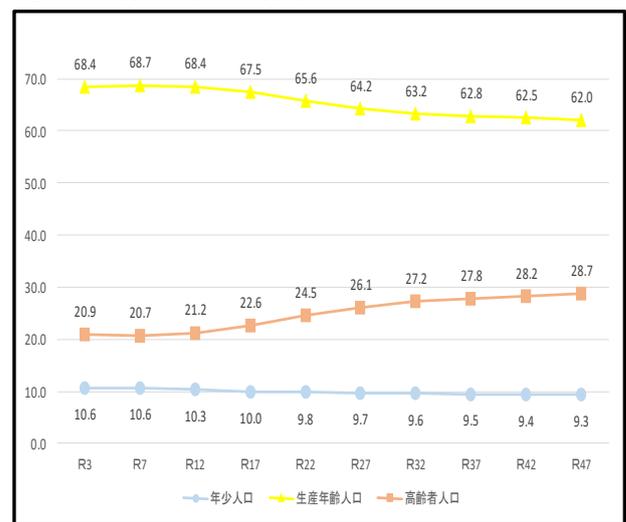
総人口	588,586人（R15(2033)）
年少人口（0-14歳）	61,717人（R7(2025)）
生産年齢人口（15-64歳）	402,599人（R11(2029)）
高齢人口（65歳以上）	155,292人（R35(2053)）
高齢化率	28.7%（R47(2065)）

※（ ）内は、ピークとなる年度を記載。

②人口の推移



③人口構成割合の推移



- ・総人口は、令和15年（2033年）をピークに減少していくことが見込まれます。
- ・また、年少人口と生産年齢人口の割合は減少する一方、高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、令和47年（2065年）には、4人に1人以上が高齢者となる28.7%まで上昇する見込みです。

OSDGsと区の実組について

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）に向けた国際目標である「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が、採択されました。

区は、これまでSDGsの考え方と軌を一にした取組を幅広く進めてきたところですが、今回策定する計画においては、計画期間も重なることから、区の実組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有したうえで、各計画事業を推進していきます。

【SDGsに掲げる17のゴール】



■目標1
貧困をなくそう



■目標10
人や国の不平等をなくそう



■目標2
飢餓をゼロに



■目標11
住み続けられるまちづくりを



■目標3
すべての人に健康と福祉を



■目標12
つくる責任 つかう責任



■目標4
質の高い教育をみんなに



■目標13
気候変動に具体的な対策を



■目標5
ジェンダー平等を実現しよう



■目標14
海の豊かさを守ろう



■目標6
安全な水とトイレを世界中に



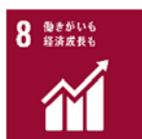
■目標15
陸の豊かさを守ろう



■目標7
エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



■目標16
平和と公正をすべての人に



■目標8
働きがいも 経済成長も



■目標17
パートナーシップで目標を
達成しよう



■目標9
産業と技術革新の基盤を
つくろう

○まち・ひと・しごと創生総合戦略について

新たな総合計画等は、基本構想に掲げる区が目指すまちの姿や分野ごとの将来像の実現を図るための具体的な道筋となる計画ですが、将来にわたって地域の活力を維持することを目標とする、まち・ひと・しごと創生法に基づく「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の趣旨や内容を備えていることから、総合戦略を包含するものとして位置づけます。

分野別 施策・事業体系

防災・防犯

みんなで作る、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

- 耐震化の促進
- 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進
- 橋梁の長寿命化と補強・改良
- 総合的な水害対策の推進
- 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進
- 無電柱化の推進
- 都市計画道路の整備
- 地域の核となる公園の整備

2 地域の防災対応力の強化

- 災害時拠点施設の機能拡充
- 備蓄物資の充実
- 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進
- ICT活用による災害情報の収集・発信
- 災害時要配慮者支援の推進
- 災害時医療体制の充実

3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

- 防犯力が高いまちづくり
- 地域防犯対策の推進
- 消費者被害防止対策の推進
- 街路灯の整備

まちづくり 地域産業

多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

- 荻窪駅周辺都市再生事業の推進
- 駅周辺まちづくりの推進
- 地区計画等によるまちづくりの推進
- まちづくり活動の支援

5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

- まちづくり施策の総合的推進
- 鉄道連続立体交差化の推進
- 都市計画道路の整備
- 生活道路等の整備
- 都市基盤情報の整備

6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

- 次世代型交通まちづくりの推進
- 自転車安全利用の推進
- 自転車等放置防止対策の推進
- 交通安全施設の整備
- 街路灯の整備

7 暮らしやすい住環境の形成

- 良好な景観づくりの推進
- ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 公営住宅の運営
- 総合的な空家等対策の推進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

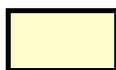
- 中小企業の経営と創業の支援の充実
- 就労支援と多様な働き方の推進
- 地域に根ざした商店街の活性化促進
- 魅力的な観光情報発信の推進
- アニメを活用した誘客促進
- 都市農業の支援と保全

○施策数 29施策

○計画事業 128事業

○重点計画事業 61事業

【凡 例】



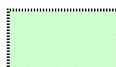
施策



計画事業



重点計画事業



再掲計画事業(他分野の目標達成に寄与する計画事業)

環境
みどり

気候危機に立ち向かい、みどりあふれる
良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

- 創エネルギー事業の推進
- 省エネルギー対策の推進
- 環境学習の充実
- 区施設の省エネ・環境対策の推進
- 総合的な水害対策の推進
- 街路灯の整備
- みどりを守る
- みどりを創る

10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

- ごみの排出抑制の推進
- 限りある資源の有効活用の促進
- 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

- みどりを守る
- みどりを創る
- みどりを育てる
- みどりの質を高める
- 水辺環境の再生・創出
- (仮称) 荻外荘公園の整備
- 地域の核となる公園の整備
- 身近な公園の整備
- 誰もが利用しやすい公園改修
- 環境学習の充実

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに
生きることができるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

- 区民と進める健康づくりの推進
- 生活習慣病予防対策の推進
- がん対策の推進
- 心の健康づくりの推進
- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

13 地域医療体制の充実

- 救急医療体制の充実
- 災害時医療体制の充実
- 在宅医療体制の充実
- 感染症対策の推進
- 障害者の地域医療体制の整備

福祉
地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられ
ながら共生するまち

14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

- 地域の支え合い仕組みづくりの推進
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 生活困窮者等への自立支援体制の充実
- 男女共同参画の推進
- 動物と共生できる地域社会づくり

15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

- 認知症施策の推進
- 地域の見守り体制の充実
- 家族介護者支援の充実
- 高齢者いきがい活動の充実
- 介護サービス基盤の整備
- 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化
- 在宅医療体制の充実

16 障害者の社会参加と地域生活の支援

- 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保
- 障害者の就労支援の推進・拡充
- 障害者の社会参加支援の推進
- 高齢の障害者への支援の充実
- 障害の理解促進と差別解消の推進
- 障害者の地域生活支援体制の推進・強化
- 障害者の地域医療体制の整備
- 障害者スポーツの推進

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていく
ことができるまち

17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

- 区立児童相談所の設置準備
- 子ども家庭支援センターの整備・機能強化
- ひとり親家庭支援の充実
- 子どもの貧困対策の推進

18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

- 放課後等居場所事業の実施・充実
- 中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- 次世代育成基金の活用推進
- 学童クラブの整備・充実

19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

- 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 地域における子育て支援体制の充実
- 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進

20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

- 保育施設等の整備・充実
- 保育の質の向上
- 多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- 学童クラブの整備・充実
- 放課後等居場所事業の実施・充実
- 就学前教育の充実

21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

- 未就学児の療育体制の充実
- 学齢期の障害児支援の充実
- 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

学び 共に認め合い、みんなで作る学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

- 学び続ける力の育成
- ICTを活用した教育の推進
- 就学前教育の充実
- 教員の働き方改革の推進
- 部活動の充実
- 地域と共にある学校づくりの充実

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

- 特別支援教育の充実
- 教育相談体制の充実
- 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

- 学校施設の有効活用の推進
- 新しい学校づくりの推進
- 区立小中学校の増改築
- 区立小中学校の長寿命化改修
- ICTを活用した図書館サービスの充実
- 図書館の整備

25 生涯にわたる学びの支援

- 社会教育士の育成・活用
- 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実
- 地域と学校の協働活動の充実
- 歴史・文化に親しむ機会の充実

26 多様な地域活動への支援

- 地域活動団体への支援
- 地域活動を担う人材の育成・支援
- 地域活動拠点の整備

文化スポーツ 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進

- 文化・芸術活動の創造と発信
- 文化・芸術活動の支援
- 国際・国内交流の推進
- 平和事業の推進

28 次世代への歴史・文化の継承

- 歴史・文化に親しむ機会の充実
- 区の歴史・文化情報の発信
- (仮称)荻外荘公園の整備

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

- スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実
- 障害者スポーツの推進
- 体育施設の整備・充実

区政経営の基本姿勢

区政経営改革推進基本方針

方針1 時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上

1 行政のデジタル化を通じた業務効率化

- 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化
- 情報化経費精査の実施
- 行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用
- デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進
- ICタグシステムによる効率的な蔵書管理
- 案内業務における対話型AIロボットの活用
- 震災救援所の運営に関するデジタル化の推進
- 建築行政手続におけるデジタル化の推進
- 預貯金等調査システムの導入による業務の効率化

2 事業運営の改善や執行方法の見直し

- 行政評価制度の見直し
- 民営化宿泊施設の見直し
- 公園管理体制の見直し
- 区立障害者通所施設の役割の見直し
- 区立施設を活用したふれあいの家の再構築
- 高円寺図書館の複合施設化による運営の見直し
- 課税課の業務効率化の推進
- 自転車駐車場の管理・運営の見直し

3 民間事業者等によるサービスの提供

- 民営化・民間委託等の推進
- 区立保育園の民営化等の推進
- 学童クラブ運営委託の推進
- 地域区民センターへの指定管理者制度の導入
- 入札・契約制度の改革
- 委託業務等のモニタリングシステムの実施
- 区保育室・定期利用保育事業の廃止
- 子どもと家庭に関する電話相談窓口の業務委託の推進

4 人材育成と効率的な組織運営

- 時代の変化に挑戦する職員の育成
- 将来を見据えた組織体制の構築
- 柔軟で効率的な働き方の推進
- 定員管理方針に基づく職員数の適正管理
- 保育園調理用務職員の退職不補充
- ごみ収集・運搬業務委託の推進と清掃事業のあり方を見直し
- 学校用務業務等の包括委託の推進
- 学校警備の機械警備委託の推進
- 学校給食の調理委託の推進

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

1 安定した財政基盤の構築と持続可能な財政運営

- 持続可能な財政運営の確保

2 財源の確保

- 区有財産の有効活用
- 駐車場の有料化
- 区営住宅の駐車場の貸出
- 広告収入等の確保
- 民間事業者との連携による敬老会事業等の収入確保
- 税・保険料・利用料等の収納率の向上
- ふるさと納税制度による寄附の受入れ
- 消費期限の迫った備蓄食料品の処理コスト削減

3 負担の適正化

- 補助金の見直し
- 使用料・手数料等の見直し
- 奨学資金の償還率向上
- 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
- 長寿応援ポイント事業の見直し
- 子育て応援券事業の見直し
- 保育施設等の利用者負担の見直し
- 学童クラブの利用者負担の適正化

方針3 区民目線による戦略的な情報発信

1 区民に「伝わる」情報発信

- 戦略的広報の推進
- ICT活用による災害情報の収集・発信

2 対話の場の拡充

- 区政を話し合う会の実施
- オンライン会議等システムの運用

方針4 自治の更なる発展と、自治体間連携の強化

1 自治・分権の推進

- 自治の発展に向けた取組の推進

2 隣接自治体等との連携

- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上
- 自治体連携によるカーボンオフセット事業及び体験型森林環境学習

3 基礎自治体間の広域連携

- 基礎自治体間の新たな広域連携の推進

方針5 施設マネジメントの推進*

※別冊「杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン」参照

協働推進基本方針

方針1 地域に開かれた新たな協働の仕組みづくり

1 公民連携による新たな協働の推進

- 公民連携に関する専管窓口の開設
- 公民連携プラットフォームの構築に向けた検討
- 様々な手法による区民・民間事業者との連携事業の推進
- 民間事業者等との包括連携協定
- 公民連携による区有財産の新たな有効活用の推進

2 新たな協働を推進する人材の育成

- 公民連携による地域課題の解決に向けた職員の意識啓発・人材育成
- 協働の推進を目的とした外部人材の登用

3 デジタル化による協働の推進

- オープンデータ等の利活用

方針2 区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組

1 様々な分野における協働の取組

- <地域コミュニティ活性化>
 - 地域活動団体の交流・連携の推進
 - 地域区民センター協議会事業の推進
 - 「すぎなみ地域コム」の運営
- <防災・防犯>
 - 地域防災力の向上
 - ICT活用による災害情報の収集・発信
 - 災害時要配慮者支援の推進
 - 防犯対策の推進
 - 消費生活サポーターによる「出前講座」の実施
- <まちづくり・地域産業>
 - 中央線あるあるプロジェクトの推進
 - 区民参加のまちづくりの推進
 - すぎなみ学倶楽部の運営
 - 杉並産農産物の地産地消の推進
 - 空家等利活用相談窓口の開設
 - 道路等保全への区民参加
 - 違反広告物の除却活動
 - 交通安全啓発キャンペーン等の実施
 - 自転車放置防止協力員の活動
- <環境・みどり>
 - 創エネルギー及び省エネルギーの普及・推進
 - エコチャレンジ事業
 - 食品ロスの削減
 - 阿佐ヶ谷駅・高円寺駅の駅前広場における清掃・美化への協力
 - 「みどりを育てる」ボランティア活動の支援
- <健康・医療>
 - 区民の参加による健康づくり
 - 食育の推進
 - 健康づくり応援店事業の実施
 - 民間運動施設との協定による生活習慣病予防の推進
 - NPOとの協働による介護予防事業の実施
- <福祉・地域共生>
 - ゆうゆう館協働事業の実施
 - ひとり暮らし高齢者等たすけあいネットワーク事業の実施
 - 農福連携農園（愛称：すぎのご農園）の運営
 - 男女共同参画啓発講座の実施
- <子ども・学び>
 - すぎなみ子育てラボラトリー（すぎラボ）による子育て情報の発信
 - 地域子育てネットワーク事業の実施
 - すぎなみ地域大学等による地域人材の育成
 - 郷土博物館における区民参加による協働展示の企画
 - 地域と学校の協働活動の充実
 - 区立学校と区内都立学校との連携協働による教育
- <文化・スポーツ>
 - 文化・芸術の創造性を活かしたまちの魅力づくり
 - すぎなみフェスタの開催

2 情報発信と区民等とのコミュニケーションの充実

- 協働提案制度の実施
- 戦略的広報の推進
- 区政を話し合う会の実施

デジタル化推進基本方針

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

1 簡単・便利な行政手続の実現

- 行政手続のオンライン化の推進
- 窓口サービスの改善に向けたデジタル技術の活用
- 手数料・使用料へのキャッシュレス決済の導入・推進
- マイナンバー制度を活用した区民の利便性向上
- 案内業務における対話型AIロボットの活用
- eLTAXを活用した行政サービスの向上
- 税・保険料の電子収納サービスの拡充
- 税・保険料のWeb口座振替受付サービスの提供
- 粗大ごみ受付システムへのAIチャットボットの導入

2 デジタル技術を活用した安全・安心なまちづくり

- 震災救護所の運営に関するデジタル化の推進
- 災害時医療体制の充実
- ICT活用による災害情報の収集・発信
- デジタル技術を活用した水防情報の提供

3 伝わる・使えるが体感できる情報発信

- 地域BWA活用の促進
- SNS等を活用した情報発信の充実
- 歴史的資料のデジタルアーカイブ化
- 区ホームページの見直し
- 税・保険料のお知らせへのSMSの活用
- 行政保有データのオープン化の拡充

4 福祉や医療・産業・教育等の充実に向けたデジタル化

- 地域活動団体のICT活用に向けた支援
- 区内就労促進と産業振興のための情報発信
- AIを活用した健診結果予測分析による被保険者の健康保持増進
- ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施
- 子育て応援券事業のデジタル化の推進
- デジタル技術を活用した保育サービスの提供
- デジタル技術を活用した学童クラブ運営
- Maas等を活用した地域公共交通の充実
- 建築行政手続におけるデジタル化の推進
- 荻窪駅周辺地域の歴史的・文化的資源に関する情報発信
- 学習用タブレット端末の活用推進
- 外部データベースを利用した図書館サービスの充実
- 読書バリアフリーの推進
- ICTタグシステムを活用した図書館サービスの充実

5 デジタルデバイドの解消に向けた取組

- 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援
- デジタルデバイスに配慮したデジタル技術の導入促進

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

- 新たなデジタル技術を活用した業務の効率化
- 情報インフラの最適化
- オンライン会議等システムの運用
- データに基づく行政運営の推進
- 住民情報系システムの標準化
- テレワークの推進
- 電子契約の導入
- 預貯金等調査システムの導入による業務の効率化
- 児童虐待対策におけるAIの活用
- 児童相談所システムの導入及び子ども家庭相談システムの再構築
- GISを活用した情報共有・業務効率化の推進
- 3次元デジタルデータの活用推進

2 持続的・効果的なデジタル化の推進

- 情報化経費精査の実施
- DX実現に向けたデジタル化推進体制の整備

3 外部人材の活用、デジタル人材の育成

- 行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用
- デジタル技術の活用に向けた人材育成の推進
- ICTの活用能力向上のための教員研修の実施
- 職員の情報セキュリティ教育の強化

4 安定した行政サービス提供のための情報セキュリティ対策

- 情報セキュリティ体制の強化
- 災害に備えた情報システムの運用体制の強化
- 情報セキュリティ監査等の実施

区民と共に実現する基本構想

基本構想実現のための区民参加

総合計画等の進捗状況・達成度の公表

○区政経営改革推進計画

5方針 60事業

○協働推進計画

2方針 50事業

○デジタル化推進計画

2方針 56事業

施策1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

近い将来、発生するおそれが指摘されている首都直下地震等の大規模自然災害から区民の生命や財産を守るため、平時から建物が倒れにくく燃えにくいまちづくりを推進します。また、近年多発している集中豪雨や大型化する台風等に備えるため、総合的な水害対策を行い、風水害に強いまちづくりを推進します。あらゆる災害を想定し事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができる、安心して住み続けられるまちを目指します。

施策の現状と課題

- 区内には大規模災害時に木造住宅密集地域等において、延焼被害の拡大が懸念される地域があるため、建築物の耐震化や不燃化を進めることが喫緊の課題です。
- 区内の道路の約3割は幅員4m未満の狭あい道路^{※1}が占めています。大規模災害時の円滑な避難及び緊急車両の通行の妨げとなるおそれがあるため、狭あい道路の拡幅整備などを着実に進める必要があります。
- 近年、多発している集中豪雨や大型化する台風等に備えるため、これまで以上に都市型水害^{※2}への対策が重要な課題となっています。
- あらゆる災害を想定し事前に備えることで、災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが強く求められています。

計画最終年度の目標

- 区内の建築物の耐震化や無電柱化が進むことで、災害時でも建築物等が倒れにくいまちづくりが進んでいます。
- 木造住宅密集地域等において建築物等の不燃化が進んでいることに加え、オープンスペースや円滑な通行のための道路空間が確保されることによって、燃えにくいまちづくりが進んでいます。
- 東京都の河川改修事業や雨水流出抑制対策^{※3}などが進むことによって、水害が起りにくいまちづくりが進んでいます。
- 災害に強く被災しても迅速に復旧・復興することができるまちづくりが進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
区内建築物の耐震化率	耐震性を有する建物棟数 ÷ 建物総棟数 × 100
木造住宅密集地域(不燃化特区)の不燃領域率	空地率 + (1 - 空地率 ÷ 100) × 不燃化率
雨水流出抑制対策施設の整備率	流域豪雨対策計画の目標対策量 ^{※4} (627,000m ³)に対する雨水流出抑制対策整備量の割合
狭あい道路の拡幅整備率	「拡幅整備を要する総延長 (614km)」に対する「拡幅整備総延長」が占める割合



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度(2024)	9年度(2027)	12年度(2030)	
区内建築物の耐震化率	92.0 (2年度)	95.0	97.0	99.0以上	%
木造住宅密集地域(不燃化特区)の不燃領域率	61.3 (2年度)	65.2	67.9	70.0	%
雨水流出抑制対策施設の整備率	54.4 (2年度)	65.2	74.1	83.0	%
狭あい道路の拡幅整備率	39.5 (2年度)	46.0	50.9	55.8	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 耐震化の促進

重点

2 木造住宅密集地域等の解消に向けた不燃化促進

重点

3 橋梁の長寿命化と補強・改良

4 総合的な水害対策の推進

5 狭あい道路の拡幅整備事業と電柱セットバックの推進

重点

6 無電柱化の推進

重点

7 都市計画道路の整備

再掲事業

8 地域の核となる公園の整備

再掲事業

※1 狭あい道路: 通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことが予想される幅員4メートル未満で、一般交通の用に供されている道路

※2 都市型水害: 都市化に伴う土地の保水機能、遊水機能の低下等に起因する河川や下水道の処理能力を超えた水量が流れ込むことで起こる水害

※3 雨水流出抑制対策: 宅地内に降った雨水が直接下水道に流れ込むのを防ぎ、下水道や河川への負担を軽減するための対策

※4 流域豪雨対策計画の目標対策量: 都が平成19年(2007年)に策定(平成26年(2014年)改定)した「豪雨対策基本方針」に基づき、河川や下水道の整備のほか、流域対策やまちづくり対策の内容を定めた「流域豪雨対策計画」において示された杉並区が分担する流域対策の目標量

施策2 地域の防災対応力の強化

災害時の拠点となる震災救援所の機能の拡充や備蓄物資等を充実させるとともに、発災時に備えた体制づくりや交流自治体等との連携強化、効果的な災害情報の収集と発信、災害時要配慮者^{*1}への支援の充実など、誰一人取り残さない視点に立った防災対応力の強化に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- 大規模災害発生時は、行政のみの支援には限界があることから、自助・共助・公助の視点から重層的な備えを進めている一方で、震災救援所の運営を担う地域の防災市民組織の方々の高齢化が進んでいます。
- 外部のアンケート結果によると、東京都帰宅困難者対策条例の認知度は、減少しているものの、飲料水等の備蓄について、3日分の備蓄がある企業は増加しています。
- 災害時要配慮者支援対策では、地域のたすけあいネットワーク(地域の手)^{*2}の登録者数の増加に向け、取組を継続していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 発災時の電源の確保、ICTの活用等により、震災救援所の機能が充実し、避難生活の質の向上が進むとともに、在宅避難者とつながる環境が整備されています。
- 区民の防災意識が向上し、電気火災の発生防止や備蓄品の確保、防災訓練への参加など自助・共助の取組が主体的に行われています。
- 災害時における支援の仕組みづくりを通じて、平常時の緩やかな見守りや支え合いが地域で行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	区民意向調査
防災訓練に参加した区民数	
避難生活想定者一人当たりの区内食糧備蓄率	区内食糧備蓄量÷避難生活想定者3日分食糧
地域のたすけあいネットワーク(地域の手)新規登録者数	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
災害時に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合	91.3 (2年度)	98.0	100	100	%
防災訓練に参加した区民数	5,479※ (2年度)	40,000	43,000	45,000	人
避難生活想定者一人当たりの区内食糧備蓄率	66.7 (2年度)	93.3	100	100	%
地域のたすけあいネットワーク(地域の手)新規登録者数	1,694 (2年度)	1,700	1,700	1,700	人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績 39,462人)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 災害時拠点施設の機能拡充

重点

2 備蓄物資の充実

重点

3 発災時に備えた体制づくりと自治体間連携の推進

4 ICT活用による災害情報の収集・発信

5 災害時要配慮者支援の推進

重点

6 災害時医療体制の充実

再掲事業

※1 災害時要配慮者:発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等

※2 地域のたすけあいネットワーク(地域の手):要介護状態にある人や自力避難が困難な人などに対し、災害時の避難等に必要な情報をあらかじめ区に登録し、災害発生時に地域住民による安否確認や避難支援に役立てるための制度

施策3 犯罪が起こりにくい、犯罪を生まないまちづくり

防犯カメラの整備や特殊詐欺^{※1}対策など、犯罪の機会を与えない・誘発しないまちづくりを進めます。また、デジタル社会の進展に伴うネット犯罪対策の強化や防犯自主団体との連携等による防犯意識の向上に取り組みます。

施策の現状と課題

- 安全パトロール隊による重点パトロールや広報活動、警察署や関係団体との連携による様々な啓発活動、街角防犯カメラの増設や維持管理による犯罪抑制など、多角的な取組を進めていますが、犯罪発生 of 更なる減少を目指すため、防犯対策の充実が必要です。
- 刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、被害件数が高止まりしている特殊詐欺やネット犯罪など、時代の変化に応じた犯罪被害防止について、区民と連携した取組が求められています。

計画最終年度の目標

- 区民・関係団体との連携による防犯対策の充実が図られるとともに、区民一人ひとりの防犯意識が向上し、犯罪を生まないまちになっています。
- 消費者としての区民一人ひとりの意識向上と、地域のつながりによって、消費者被害のないまちになっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
区内における刑法犯認知件数	警視庁が公表する刑法犯認知件数(交通事故や特別法犯の件数は含まない)
区内における特殊詐欺被害件数	警視庁が公表する特殊詐欺被害件数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
区内における刑法犯認知件数	2,573 (2年度)	2,100	1,800	1,500	件
区内における特殊詐欺被害件数	148 (2年度)	110	80	50	件

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 防犯力が高いまちづくり

重点

2 地域防犯対策の推進

重点

3 消費者被害防止対策の推進

4 街路灯の整備

再掲事業

※1 特殊詐欺: 犯人が電話等で親族や区役所の職員等を名乗って現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATM(自動現金預け払い機)を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪

施策4 地域の魅力あふれる多心型まちづくり

暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造するため、人々の往来の拠点となる駅周辺を核として、歴史・文化、自然環境など、区内各地域における様々な特色や魅力を生かしたまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 区内最大の交通結節点であり、様々な都市機能が集積する荻窪駅周辺では、駅南北の連絡機能や地域の回遊性が不足しています。
- 駅前空間の質を高めるため、交通拠点としてだけでなく、文化・交流・商業等多様な機能と魅力がある複合的な拠点として駅周辺のまちづくりを推進する必要があります。また、住宅を中心とした良好な市街地を形成するため、各地域の特色を生かしたまちづくりを推進することが求められています。
- 誰にとっても、魅力的で居心地が良く、出かけたいまちづくりを推進するため、区民等による主体的なまちづくりの機運を醸成する必要があります。

計画最終年度の目標

- 荻窪駅周辺において、歴史・文化等の潜在能力を十分生かし、にぎわいと住環境が調和したまちづくりが進んでいます。
- 各地域の特色や魅力を生かしたまちづくりが進み、誰にとっても居心地がよく、にぎわいがあふれ、出かけたいまちになっています。
- 区民等による主体的なまちづくり活動が活発に行われることにより、住宅都市としての魅力や価値が更に高まっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
普段利用する駅周辺の満足度	区民意向調査
自宅周辺のまちづくりに満足する区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
普段利用する駅周辺の満足度	72.5 (2年度)	74.0	75.0	76.0	%
自宅周辺のまちづくりに満足する区民の割合	79.1 (2年度)	80.0	81.0	82.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 荻窪駅周辺都市再生事業の推進

重点

2 駅周辺まちづくりの推進

重点

3 地区計画等によるまちづくりの推進

4 まちづくり活動の支援

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

誰もが安心して快適に暮らし移動することができる都市環境を保全・形成するため、鉄道の連続立体交差化^{※1}や都市計画道路^{※2}の整備を推進するとともに、区民に身近な生活道路を安全で良好な状態に保つなど、都市基盤の整備を着実に推進します。

施策の現状と課題

- 踏切による交通渋滞や事故、地域分断の解消を図るとともに、円滑な交通ネットワークを形成することが求められています。
- まちの安全性や利便性の向上を図るため、都市計画道路の整備を進めるとともに、区民に身近な生活道路の整備を着実に進めることが重要です。
- 区民の財産を守るとともに、道路等公共物の管理の適正化を図るため、都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報を整備する必要があります。

計画最終年度の目標

- 鉄道の連続立体交差化や各地域の実情や特性を踏まえた駅周辺道路・広場の整備が行われることにより、踏切による交通渋滞・事故や地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークの形成が進んでいます。
- 都市計画道路や生活道路の整備が着実に進むことによって、まちの防災性や安全性が高まり、移動しやすいまちになっています。
- 都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報が着実に整備され、都市基盤の整備や大規模災害への備えが進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合	区民意向調査
都市計画道路(区道)完成延長	区内の都市計画道路のうち整備が完成した区道延長



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合	76.9 (2年度)	78.0	79.0	80.0	%
都市計画道路(区道)完成延長	7,022 (2年度)	7,022	7,022	8,178	m

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 まちづくり施策の総合的推進
- 2 鉄道連続立体交差化の推進
- 3 都市計画道路の整備
- 4 生活道路等の整備
- 5 都市基盤情報の整備



※1 鉄道の連続立体交差化:市街地において道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化することで新設交差道路との立体交差を一挙に実現する都市計画事業

※2 都市計画道路:都市の基盤的施設として計画的な整備を目指し、都市計画法による都市計画決定を受けた道路

施策6 誰にとっても移動しやすい地域交通環境の整備

誰もが気軽に移動できる利便性の高い地域交通環境を形成するため、MaaS^{※1}等の新しい移動サービスの活用を視野に入れ、バス・電車等の公共交通と徒歩・自転車のつながりを高めるとともに、自転車の安全利用の推進や交通安全施設を整備するなど、シームレスな移動サービス^{※2}の充実や安全面・環境面に配慮した交通インフラの整備を推進します。

施策の現状と課題

- AI・IoT等の技術革新や高齢化の進展等の社会経済状況の変化に伴い、より安全で利便性の高い地域交通環境へのニーズが高まっています。
- 区内における交通事故件数は減少していますが、自転車が関与する事故の割合は年々上昇しており、自転車利用時のルール・マナーの徹底が課題となっています。
- 子どもから高齢者まで誰もがより安全に移動できるようにするため、生活道路を中心として、道路反射鏡や防護柵等、交通安全施設の整備を推進する必要があります。

計画最終年度の目標

- AI・IoTなどの技術を取り入れたMaaS等の新しい移動サービスの活用により、多様なライフスタイルに対応した利便性の高い交通体系の構築が進んでいます。
- 自転車を利用する際のルールやマナーが守られることなどにより、区内における交通事故件数は更に減少し、自転車が関与する事故の割合も下降しています。
- 安全面と環境面に配慮した交通安全施設の整備が進み、誰もが安全に安心して移動できる環境が整備されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
交通の便が良いと思う区民の割合	区民意向調査
できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合	区民意向調査
区内における交通事故件数	「道路交通法」に規定する道路における車両等による人身事故件数 ※1月～12月
区内における自転車関与事故件数	区市町村別各種交通事故発生状況(警視庁)



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
交通の便が良いと思う区民の割合	93.5 (2年度)	95.6	96.2	96.8	%
できるだけ徒歩・自転車・公共交通機関を使って移動している区民の割合	91.5 (2年度)	92.7	93.3	93.9	%
区内における交通事故件数	838 (2年度)	770	723	678	件
区内における自転車関与事故件数	367 (2年度)	337	316	297	件

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 次世代型交通まちづくりの推進

重点

2 自転車安全利用の推進

3 自転車等放置防止対策の推進

4 交通安全施設の整備

5 街路灯の整備

※1 MaaS: Mobility as a Serviceの略。ICT活用によるマイカー以外の移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス

※2 シームレス: 切れ目のない連続した

施策7 暮らしやすい住環境の形成

住宅都市としての価値を更に高め、暮らしやすく魅力あるまちを創造するため、良好な景観づくりを推進するとともに、誰もが安心して気軽に出かけられるよう、ユニバーサルデザイン^{※1}のまちづくりを推進します。また、多様なライフステージに対応した住環境の整備や住まいの安定的な確保を促進することによって、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 住宅都市としての価値を更に高めるため、杉並区に住み又は訪れる誰もがまちなみに美しさや落ち着きを感じられるよう、良好な景観づくりを推進することが求められています。
- 誰にとっても暮らしやすく快適で魅力あるまちを創造するため、ユニバーサルデザインやバリアフリー化^{※2}の取組を一層推進することが重要です。
- 住宅の確保が困難な方が杉並区に住み続けられるようにするため、住環境を整備するとともに、居住支援を推進する必要があります。

計画最終年度の目標

- 居心地が良く魅力的なまちなみが形成されることによって、住宅都市としての価値が更に高まっています。
- ユニバーサルデザインのまちづくりや、区立施設・駅施設のバリアフリー化が更に進み、誰もが暮らしやすく、快適で魅力あるまちとなっています。
- バリアフリー化された住宅と良好な住環境の中で、誰もが暮らしやすく住み続けられるまちになっています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
杉並区を住みよいまちと思う区民の割合	区民意向調査
まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
杉並区を住みよいまちと思う区民の割合	96.3 (2年度)	97.0	97.5	98.0	%
まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合	80.5 (2年度)	84.0	87.0	90.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 良好な景観づくりの推進
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくり推進
- 3 住宅確保要配慮者の居住支援の充実
- 4 公営住宅の運営
- 5 総合的な空家等対策の推進
- 6 安心・快適に暮らせる生活環境の確保

重点

再掲事業

※1 ユニバーサルデザイン:年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること
 ※2 バリアフリー化:障害者や高齢者にとっての障害を解消すること。施設などの物理的な障害にとどまらず、心のバリアフリー、情報のバリアフリー等、障害者や高齢者を取り巻く生活全般に関連するものを含む考え方

施策8 にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興

区民に身近な商店街や多面的な機能を有する都市農業など、地域に根ざした産業を支援していくとともに、中小事業者や様々な分野における創業者に対して、経営基盤を強化するための支援を充実し、まちのにぎわいと活力を高めます。さらに、誰もが多様な働き方を選択することができるよう就労支援を充実し、地域産業の振興につなげます。

また、民間団体や区民等と協働して区内外に杉並の魅力を効果的に発信していくほか、アニメーションミュージアムを観光資源として捉え、展示等を充実していくことにより来街者の誘致につなげ、にぎわいの創出を図っていきます。

施策の現状と課題

- 中小企業を取り巻く経営課題は、近年、多様化・高度化が進んでおり、様々な課題の解決に向けて取り組む中小事業者や多様な人材による創業について支援が求められています。
- 求職者が抱える不安や課題は、本人の生活環境や個々の健康状態など多岐にわたることから、一人ひとりの状況に即した就労支援が求められています。
- 大型店の進出やチェーン店の増加のほか、インターネットショッピングやキャッシュレス決済の普及など、商店街を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、にぎわいの向上につながる取組や、地域住民がより安全・安心に買い物ができる商店街の環境づくりへの支援が求められています。
- 区には、「東京高円寺阿波おどり」等をはじめとした様々なイベントやアニメーションミュージアムといった観光施設のほか、銭湯や公園、史跡、商店街といった多くの観光資源があります。こうした杉並の魅力や価値を更に高め、にぎわいを創出していくためには、「杉並ならではの」魅力ある観光コンテンツを充実させ、広く発信していくことが求められています。
- 区内の農地・農業者は、相続の発生や後継者、担い手不足等の要因により減少しており、農業者が安定的に農業経営を続けていくための支援が求められています。

計画最終年度の目標

- 社会情勢の変化に応じた中小企業・創業支援や商店街支援等の取組により、地域経済が活性化されています。
- 一人ひとりの状況に即した就労支援が行われ、誰もが多様な働き方を実現することができています。
- 「杉並」の魅力や価値が更に高まり、その魅力や価値が区内外に発信され、にぎわいの創出につながっています。
- 農業者への支援のほか、区民の農業への理解促進や地産地消の推進、農福連携事業などの取組により、都市農地が持つ多面的な機能が発揮され、農地が保全されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
創業支援による創業者数	区が実施する特定創業支援等事業を利用し、区内で創業した事業者数
就労支援センターの利用により、就職が決定した人数	就労準備相談及びハローワークコーナーを利用し、就職が決定した人数
商店街のイベントに参加したことの区民の割合	区民意向調査
アニメーションミュージアム来館者数	
区内農業産出額	東京都農作物生産状況調査による(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
創業支援による創業者数	111 (2年度)	130	130	130	件
就労支援センターの利用により、就職が決定した人数	465※ (2年度)	850以上	850以上	850以上	人
商店街のイベントに参加したことのある区民の割合	42.1 (2年度)	45.0	48.0	51.0	%
アニメーションミュージアム来館者数	20,354 (2年度)	36,000	54,000	80,000	人
区内農業産出額	315 (30年分)	320 (4年分)	320 (7年分)	320 (10年分)	百万円

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績 719人)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 中小企業の経営と創業の支援の充実

重点

2 就労支援と多様な働き方の推進

3 地域に根ざした商店街の活性化促進

4 魅力的な観光情報発信の推進

5 アニメを活用した誘客促進

6 都市農業の支援と保全

重点

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

国等の動向や民間事業者による技術革新を踏まえて、再生可能エネルギー^{※1}の導入や省エネルギー対策など、地球温暖化の要因である温室効果ガス^{※2}の排出を削減する取組の一層の推進を図り、2050年ゼロカーボンシティ^{※3}を目指します。
 また、気候変動に対応した持続可能な環境を次世代に引き継いでいくため、誰もが環境への取組について学び、体験、行動できる、環境学習の充実を図るとともに、気象災害による被害の回避・軽減にも取り組みます。

施策の現状と課題

- 地球温暖化・気候変動の要因である温室効果ガスの多くを占めるCO₂排出量の約5割が家庭部門であることから、区はこれまで太陽光エネルギー利用機器や蓄電池の導入助成等、取組を推進してきました。一方で、国は2050年カーボンニュートラル^{※4}を目指した取組を強化しており、また、世界的に進むSDGsの取組等も踏まえ、区においても、温室効果ガス削減対策を含む環境施策を一層推進していくことが求められています。
- 「みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」を実現するために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組を強化するとともに、環境学習等も活用しながら、区民のライフスタイルの変革を後押ししていくことが必要です。

計画最終年度の目標

- 気候危機^{※5}に立ち向かうための行動が浸透し、区民一人ひとりの行動を通じて、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた、温室効果ガスの削減が着実に進んでいます。
- 再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策の推進により、エネルギーの有効利用が進むとともに、災害時等における安定的なライフラインの確保にも寄与しています。
- あらゆる世代の環境学習の充実が図られ、区民一人ひとりがライフスタイルの一部として、環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
区内の温室効果ガス排出量	オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト ^{※6} 」算定数値(特別区協議会)
区内の太陽光発電導入容量	資源エネルギー庁「固定価格買取制度 ^{※7} における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度(2024)	9年度(2027)	12年度(2030)	
区内の温室効果ガス排出量	1,649 (30年度)	1,329	1,089	848	千tCO ₂ eq
区内の太陽光発電導入容量	2.30 (2年度)	2.85	3.30	3.80	万kw
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	87.5 (2年度)	92.0	96.5	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 創エネルギー事業の推進

重点

2 省エネルギー対策の推進

重点

3 環境学習の充実

重点

4 区施設の省エネ・環境対策の推進

5 総合的な水害対策の推進

再掲事業

6 街路灯の整備

再掲事業

7 みどりを守る

再掲事業

8 みどりを創る

再掲事業

※1 再生可能エネルギー: 資源が枯渇せずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー(例: 太陽光、風力、水力、地熱)

※2 温室効果ガス: 二酸化炭素やメタンなどの7つの物質等のこと

※3 ゼロカーボンシティ: 2050年までに温室効果ガス排出量が実質ゼロとなるよう、取組を進めていくことを表明した地方公共団体

※4 カーボンニュートラル: 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

※5 気候危機: 気候変動の影響がみられる災害など、生物の生存基盤を揺るがしている危機的な状況

※6 「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」: 温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業

※7 固定価格買取制度: 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

施策10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

食品ロス^{※1}やワンウェイプラスチック^{※2}の削減に資する取組を区民、事業者、NPOと一体となって推進し、ごみ・資源の排出抑制を図るとともに、小型家電等のリサイクルやプラスチック資源循環促進法を踏まえたプラスチックの新たな資源化など、資源循環型社会^{※3}の実現に向けた取組を進めます。
 また、ごみ出しに係るルール^{※4}の周知・啓発に加えて、丁寧な排出指導や集団回収の支援等を通じて集積所やまちの美観の向上を図り、快適に暮らせる生活環境を確保します。

施策の現状と課題

- 資源循環型社会の形成やごみの最終埋め立て処分場^{※4}を1日でも長く利用する観点から、食品ロスの削減やワンウェイプラスチックを中心としたごみの排出抑制が求められています。
- また、これまでの資源化の取組に加えて、国や都の動きに合わせたプラスチックの新たな資源化等の取組を積極的に推進する必要があります。
- 排出されるごみの中には、まだ多くの資源が含まれています。また、一部でごみ出しルールの不徹底がまちの美観を損ねています。適正分別やごみ出しルールの一層の周知・徹底が必要です。

計画最終年度の目標

- 食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの排出抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。
- 区民によるごみ・資源の分別徹底やプラスチックの新たな資源化等により、環境負荷を軽減する3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が一層推進されています。
- ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
ごみ・資源総排出量指数	ごみ・資源総排出量(年間可燃・不燃・粗大・資源回収量÷人口÷365日)について、令和2年度を100として比較
区民一人1日当たりのごみ排出量	年間可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ量÷人口÷365日
可燃ごみに含まれる生ごみの量	家庭ごみ排出状況調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
ごみ・資源総排出量指数	100 (2年度)	94.0	89.5	85.0	
区民一人1日当たりのごみ排出量	479 (2年度)	451	430	410	g
可燃ごみに含まれる生ごみの量	33,638 (元年度)	32,700	31,300	29,900	t

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 ごみの排出抑制の推進 重点
- 2 限りある資源の有効活用の促進 重点
- 3 安心・快適に暮らせる生活環境の確保
- 4 ごみの排出マナー向上と良好な集積所環境の確保

※1 食品ロス:まだ食べられるのに捨てられてしまう食品

※2 ワンウェイプラスチック:一度だけ使用した後に廃棄される、使い捨てプラスチック(例:コンビニで配布されるストロー・スプーン・フォーク)

※3 資源循環型社会:廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみを資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会

※4 最終埋め立て処分場:23区で排出された一般廃棄物や、都内の中小事業者が排出する産業廃棄物の一部を埋立処分している、東京港内にある新海面処分場のこと。東京湾内に新たに処分場を設置できる水面はなく、23区最後のごみ埋立処分場となっている

施策11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

杉並区の特徴である、みどりや水辺などの豊かな自然環境を区民・事業者等と協力して守り、創り、育てることにより、区民共通の財産として将来世代に引き継いでいきます。また、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を生かしたグリーンインフラ^{*1}の取組を進めるとともに、区民ニーズや地域の環境と調和した公園づくりを行うことで、みどりを育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを推進します。

施策の現状と課題

- 近年、区の緑被率^{*2}は減少しており、都市農地をはじめとした、区民共通の財産である豊かな自然環境を将来世代に引き継いでいくために、区民・事業者等と協力して、みどりを守り、創り、育てていく必要があります。
- 世界的な課題である気候危機へ対応するため、自然環境が持つ多面的な機能を最大限発揮できるよう、グリーンインフラの取組を推進することが求められています。
- 区内の公園面積は着実に増加していますが、人口の増加に伴い、区民一人当たりの公園面積は横ばいとなっています。みどりを増やし、災害に備えたオープンスペースを確保するために、更に公園整備を進める必要があります。

計画最終年度の目標

- 区民・事業者等と区が協力することによって、みどりの総量が増加するとともに、みどりの質も向上しています。
- グリーンインフラの整備が進むことによって、生物多様性の維持・確保や防災機能の向上など、自然環境が持つ多面的な機能を活用した都市環境が形成されています。
- みどり豊かな身近な憩いの場として、また災害時に備えたオープンスペースとして、誰にとっても安全で快適に利用できる公園整備が進んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
緑被率	みどりの実態調査
区民一人当たりの公園面積	年度当初の区内公園面積 ^{*3} /人口
みどりの豊かさに満足する区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度(2024)	9年度(2027)	12年度(2030)	
緑被率	21.77 (29年度)	22.00	23.00	23.00	%
区民一人当たりの公園面積	2.12 (2年度)	2.26	2.37	2.47	m ² /人
みどりの豊かさに満足する区民の割合	86.8 (2年度)	88.0	89.0	90.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 みどりを守る
- 2 みどりを創る
- 3 みどりを育てる
- 4 みどりの質を高める
- 5 水辺環境の再生・創出
- 6 (仮称)荻外荘公園の整備
- 7 地域の核となる公園の整備
- 8 身近な公園の整備
- 9 誰もが利用しやすい公園改修
- 10 環境学習の充実

重点

重点

再掲事業

※1 グリーンインフラ: 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組
 ※2 緑被率: 上空から見て、樹木や草等のみどりで被われた部分が区全体の面積に占める割合のこと
 ※3 区内公園面積: 区内の都立公園、区立公園・児童遊園の面積

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、健康づくりに向けた様々な取組を支援していきます。また、「杉並区自殺対策計画」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等に沿った健康づくりへの取組を実施していく必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることを踏まえ、引き続き糖尿病等生活習慣病の発症予防や重症化予防への取組が求められています。
- がん予防の知識の普及啓発を行うとともに、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図る必要があります。さらに、がん検診の質の向上のために精度管理^{※2}を強化し、がん死亡率の減少を目指すことが求められています。
- 近年の心の病気の増加に加え、感染症の蔓延などによる生活様式の変化によりストレスを抱える方の増加も予測されることから、病気になる前段階からの予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- 区民や事業者などが協働・連携し、ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりに参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立して生活できています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
65歳健康寿命	65歳の人が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの(東京保健所長会方式による算出方法)
特定保健指導 ^{※3} 対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率=人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出(人口10万対)
ゲートキーパー ^{※4} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
65歳健康寿命	男83.6 女86.7 (元年)	男83.9 女87.3	男84.2 女87.8	男84.4 女88.2	歳
特定保健指導対象者割合の減少率	25.5 (2年度)	25.0以上	25.0以上	25.0以上	%
がんの75歳未満年齢調整死亡率	男79.6 女52.6 (元年)	男74.6 女52.6	男70.9 女51.1	男67.9 女49.2	人
ゲートキーパー養成者数(累計)	1,836 (2年度)	2,450	2,900	3,350	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 区民と進める健康づくりの推進

重点

2 生活習慣病予防対策の推進

3 がん対策の推進

重点

4 心の健康づくりの推進

5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

再掲事業

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※3 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援

※4 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

施策13 地域医療体制の充実

救急医療体制のさらなる充実を図るため、小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保に取り組みます。また、災害発生時には緊急医療救護所^{※1}の迅速な設置・円滑な運営を行うとともに、感染症などのリスクにも対応できるよう、医療機関との連携・診療検査体制の強化や、感染症予防対策の推進により、非常時にも必要な医療が安心して受けられる環境づくりを進めます。高齢者等の在宅医療体制については、医療が必要となっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療・介護に携わる関係機関の連携強化を推進するとともに、区民等に在宅での療養やACP(アドバンス・ケア・プランニング)^{※2}等について理解を深める取組を進めます。障害者の地域医療体制については、専門医療から身近な地域医療への移行支援や関係機関の連携強化により、在宅医療体制の強化を進めます。

施策の現状と課題

- 小児急病診療を含めた医科・歯科の救急医療の確保などにより、救急医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 災害時の医療体制については、医療機関との連携・強化と併せて、ICTの活用を含めた通信体制の拡充に取り組む必要があります。
- 高齢者等の在宅医療体制については、高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく暮らし続けられる仕組みづくりや、看取りやACP(アドバンス・ケア・プランニング)を含めた在宅療養の普及啓発を進めていく必要があります。
- 感染症対策については、防疫体制の見直し、医療機関とのさらなる連携や診療検査体制の強化、感染症予防対策の迅速な情報発信や啓発活動が必要です。
- 障害者の地域医療体制の整備については、在宅への移行に向けた支援や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備に向けて取り組んでいく必要があります。

計画最終年度の目標

- 休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増えています。
- 医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。
- 感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。
- 在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	区民意向調査
在宅医療相談調整窓口 ^{※3} の相談件数	
かかりつけ医療機関がある区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	71.6 (2年度)	75.0	78.0	80.0	%
在宅医療相談調整窓口の相談件数	346 (2年度)	500	600	700	件
かかりつけ医療機関がある区民の割合	60.0 (2年度)	62.0	64.0	65.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 救急医療体制の充実

2 災害時医療体制の充実

重点

3 在宅医療体制の充実

重点

4 感染症対策の推進

重点

5 障害者の地域医療体制の整備

※1 緊急医療救護所: 区市町村が災害発生の超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ(傷の程度を判定し、治療や搬送の優先順位を決めること)、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う施設

※2 ACP(アドバンス・ケア・プランニング): 万が一に備えて、将来の医療やケアについて、患者本人が家族や近しい人、医療・ケアチームとともに、事前に繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス

※3 在宅医療相談調整窓口: 在宅医療をサポートするため、医療・福祉の専門職の相談員が、区民や医療・介護・福祉の関係者から在宅医療に関する様々な相談に応じる窓口

施策14 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、高齢者分野においては、地域包括支援センター(ケア24)^{※1}に配置された地域包括ケア推進員^{※2}が地域の協力を得ながら、地域包括ケアシステム^{※3}の推進に取り組みます。障害者分野では、障害者地域相談支援センター(すまいる)^{※4}等を中心に、介護者が急な疾病等で不在になった場合などの緊急時に備え「緊急時対応計画^{※5}」の作成等の取組を推進します。また、制度や分野に捉われない身近な生活課題の受け皿として、「地域支え合いの仕組みづくり事業^{※6}」を実施し、地域福祉コーディネーター^{※7}を配置するなど、様々な課題の解決に向けた取組を強化していきます。さらに、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の多様な相談支援の仕組みや、男女共同参画社会の実現に向けた取組、人と動物が共に暮らせる地域社会づくりの取組等を生かしながら、地域の関係機関との連携のもと、地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくりを進めていきます。

施策の現状と課題

- 「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、身近な地域生活課題の相談等が寄せられており、関係機関や住民同士で課題解決に取り組む支援が求められています。
- 高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、ケア24の機能強化を図りながら地域や関係機関と連携し、在宅生活を支える地域づくりを推進していく必要があります。
- 介護者が不在となった緊急時でも、障害者が地域で安心して暮らし続けられるような体制を、地域の関係者の連携で、さらに整えていく必要があります。
- 生活困窮者への支援は、生活や住まい・就労の支援だけでなく、相談者の多様な課題を解決に導くための中間的就労や参加する場等を含む包括的な支援が求められています。

計画最終年度の目標

- 地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ^{※8}の実施や分野を問わない相談支援が充実し、身近な地域で気軽に相談ができる環境が整っています。
- 地域包括ケアシステムや地域で共通する課題を理解し話し合う場が充実し、住民同士が支え合い、地域生活課題を解決する取組が進んでいます。
- 地域の関係者の連携などにより、障害者等に対する緊急時に備えた支援が充実し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	地域福祉コーディネーターが相談を受け、課題解決に向けて、当事者との関係づくりや関係機関との連絡調整、支援の連携等にかかるすべての行動数
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	区民意向調査
障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	478 (2年度)	1,500	2,000	2,500	件
地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	—	50.0	60.0	70.0	%
障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率	—	37.9	69.0	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 地域の支え合い仕組みづくりの推進

重点

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

重点

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

重点

4 生活困窮者等への自立支援体制の充実

5 男女共同参画の推進

6 動物と共生できる地域社会づくり

※1 地域包括支援センター(ケア24):保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口

※2 地域包括ケア推進員:地域包括支援センターの中で、認知症対策や医療と介護の連携、生活支援の体制整備等の取組を中心的に進める役割の者

※3 地域包括ケアシステム:高齢者等が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制

※4 障害者地域相談支援センター(すまいる):地域での相談の場として、区内3か所(荻窪・高円寺・高井戸)に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者(児)の生活全般の相談に応じる相談支援機関

※5 緊急時対応計画:介護者が疾病や死亡等の理由で不在となった場合など、本人の介護を適切に行うことができない場合を「緊急時」とし、緊急時の対応が必要な方に対し、具体的な対応について事前に確認し個別に作成する計画

※6 地域支え合いの仕組みづくり事業:地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるよう、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進する事業

※7 地域福祉コーディネーター:地域生活課題を発見し、地域住民等や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりやネットワークづくりをする福祉の専門職

※8 アウトリーチ:支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

施策15 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援の体制整備や認知症施策、医療と介護の連携などを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。さらに、「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、高齢者がいきがいを持って活躍できるよう、地域で活動できる場や就業につなげる環境を整え、高齢者が支えられる側に留まらず、自らの知識と経験を生かし地域社会や介護の担い手となり、互いに支え合う活動を支援する取組を進めます。高齢者施設については、支援が必要な高齢者の増加に対応するため、民間事業者の施設整備を支援していきます。また、継続的に介護サービスを提供できる環境を整備するため、介護人材の確保や定着支援、介護ロボット等の導入などを進め、介護スタッフの負担軽減に向けた取組を行っていきます。

施策の現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。また、令和22年(2040年)頃には、団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、高齢者人口がピークを迎えることとなります。高齢者がいきがいを持って生活し、自らの知識と経験を生かし地域社会や介護の担い手となるなど、地域の中で支え・支えられながら共生していく支援体制づくりが求められています。
- 認知症になっても地域で自分らしい生活が続けられるよう、認知症への理解・普及啓発や早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化が求められています。
- 労働者人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、多くの高齢者が高い就業意欲を持っていることから、高齢者が培ってきたスキルを活用できる場の確保が求められています。また、多くの高齢者が地域活動に踏み出せるよう、地域とのかかわりを持つきっかけづくりが必要です。
- 特別養護老人ホームは精力的に整備を進めてきた結果、緊急性の高い入居待機者は減少しています。一方で、高齢者人口は今後も増加が見込まれることから、高齢者施設の整備等、介護サービスの基盤整備について、需要に基づき引き続き取り組んでいく必要があります。
- これまで、特別養護老人ホーム等への介護ロボット導入支援やハローワーク・事業者団体との連携による就職支援等の取組を行ってきましたが、慢性的に介護人材が不足していることから、これらの取組に加え、さらなる人材の確保・定着支援策を行う必要があります。

計画最終年度の目標

- 高齢者がいきがいを持ち、自らが地域社会や介護の担い手となり、支え合いながら生活しています。
- 認知症の方が地域の一員として自分らしい生活が続けられています。
- 介護サービスの基盤整備が進み必要な時に必要なサービスが受けられ、高齢者が安心して生活できるようになっています。また、多様な住まい方の選択肢が存在し、高齢になっても自らが希望する生き方が選択できるようになっています。
- 介護人材が充足され、継続的に介護サービスを提供できる環境が整っています。また、介護ロボット等の導入が進み、介護スタッフの負担軽減が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	在宅サービス受給者÷介護サービス受給者 ※要介護3以上、第1号被保険者
地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数	
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合	区民意向調査
介護ロボット等導入事業者数	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
要介護3以上の介護サービス受給者のうち在宅サービスを受けている者の割合	71.4 (2年度)	80.0	81.0	82.0	%
地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数	7,655 (2年度)	8,000	8,300	8,600	件
地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合	40.8 (2年度)	46.1	48.0	50.0	%
介護ロボット等導入事業者数	13 (2年度)	25	34	43	所

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 認知症施策の推進

重点

2 地域の見守り体制の充実

3 家族介護者支援の充実

4 高齢者いきがい活動の充実

5 介護サービス基盤の整備

重点

6 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化

再掲事業

7 在宅医療体制の充実

再掲事業

施策16 障害者の社会参加と地域生活の支援

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場の整備を推進するとともに、個々の能力や個性に応じた就労支援の充実や様々な活動に参加しやすいよう支援することで、障害者の社会参加を促進し、地域で活躍できる環境を整えていきます。また、高齢になった障害者に個々の適性や状況に合わせたサービスが提供できるよう、高齢、障害分野の更なる連携により、高齢の障害者に対する地域生活の支援の充実を図ります。

施策の現状と課題

- 障害の重度化や加齢に伴い身体機能が低下しても、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、利用者のニーズを踏まえた通所施設整備やグループホーム^{※1}をはじめとした住まいの確保を推進していく必要があります。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせた様々な就労形態の確保及び継続的支援による就労・雇用定着の更なる充実が求められています。
- 障害者が地域の様々な活動に積極的に参加できるよう、外出支援の充実、余暇活動などの場の提供、スポーツ活動への参加促進などに取り組んでいく必要があります。
- 障害者が地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向け、より一層の障害の理解促進や差別解消の取組が重要です。

計画最終年度の目標

- 障害者が身近な地域でいきいきと日々の活動と暮らしができる場が整備されています。
- 個々の能力や個性に応じた支援により就労している障害者が着実に増えています。また、障害者が安定して就労を継続できるように様々な就労・雇用継続支援が充実しています。
- 外出支援の取組や余暇活動などの場が充実し、障害者がスポーツ活動など様々な活動に参加する機会が増え、地域で活躍し、充実した生活が送れる環境が整っています。
- 障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が地域の一員として力を発揮し、地域で支え、支えられながら暮らしています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
重度障害者通所施設利用者数	
就労1年後の定着率	民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率
移動支援事業 ^{※2} 利用率	年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数
街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合	区民意向調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
重度障害者通所施設利用者数	200 (2年度)	256	286	307	人
就労1年後の定着率	96.3 (2年度)	96.4	97.2	98.0	%
移動支援事業利用率	70.1※ (2年度)	84.0	87.0	90.0	%
街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合	-	48.0	54.0	60.0	%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績 76.8%)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 重度障害者の通所施設整備と住まいの確保

重点

2 障害者の就労支援の推進・拡充

重点

3 障害者の社会参加支援の推進

重点

4 高齢の障害者への支援の充実

5 障害の理解促進と差別解消の推進

6 障害者の地域生活支援体制の推進・強化

再掲事業

7 障害者の地域医療体制の整備

再掲事業

8 障害者スポーツの推進

再掲事業

※1 グループホーム:障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

※2 移動支援事業:屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

施策17 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。
 また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言える、意見を聴ける、意見が必要などところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 家庭の形の多様化など社会状況の変化により、子どもや家庭の抱える問題は複雑化しており、今後も当面の間、児童虐待対応件数の増加が見込まれます。より迅速かつ的確に対応するため、児童虐待の未然防止に向けた取組はもろんのこと、重篤化を防ぐ取組や、高度な専門性を備えた人材の育成・確保などの体制強化が求められています。
- ひとり親は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っているため、負担が大きく、住居、収入、子どもの養育等、様々な生活の場面で困難に直面することがあります。家庭環境に左右されることなく、子どもも親も安心して生活できるよう、各家庭の状況に合った支援を行っていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 支援を必要とする子どもや家庭への取組が充実・強化され、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 法的介入など専門性の高い機能を持つ区立児童相談所^{※1}が設置され、これまで以上に迅速かつ的確な児童虐待対応が実施されています。
- 子育てや就労などのきめ細かな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることで、子どもの健全な育成が図られています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
児童虐待に関する相談・通告対応率	ソーシャルワーク ^{※2} 実施件数 ÷ 要保護児童等新規受理件数
子育て寄り添い訪問事業(ハロー！なみすけ訪問)により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	安全確認及び支援につなげた子ども ÷ 乳幼児健康診査未受診・保健福祉サービス等を利用していない子ども



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
児童虐待に関する相談・通告対応率	100 (2年度)	100	100	100	%
子育て寄り添い訪問事業(ハロー！なみすけ訪問)により安全確認及び支援につなげた子どもの割合	100 (2年度)	100	100	100	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 区立児童相談所の設置準備

重点

2 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

重点

3 ひとり親家庭支援の充実

4 子どもの貧困対策の推進

※1 児童相談所:児童福祉法に基づいて設置され、児童に関する様々な相談に応じ、必要な調査・診断をもとにした援助方針の下、児童・保護者・関係者に対し、指導、措置等の援助を行う施設。平成28年(2016年)6月の児童福祉法改正により、特別区においても設置が可能になった

※2 ソーシャルワーク:支援が必要な子ども、家庭に対し、他の行政サービスや地域資源を活用しながら当事者に寄り添い、課題解決へ支援を実施すること

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

子どもたちが安心して自由に過ごすことができるよう、放課後の小学校などを活用した居場所を確保していきます。
また、子ども・青少年が自主性・社会性を身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

施策の現状と課題

- 子どもたちが、身近な地域の中で気兼ねなく過ごし、仲間づくりを進めることができるような居場所の充実が求められています。
- 子どもたちが、未来へ自信をもつてのびのびと育っていくことができるような体験の場や、多世代交流の機会が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが安全・安心に過ごせる場所が整備されています。
- 子どもたちが成長段階に応じた豊かな遊びや多種多様な経験、人とかかわりを積み重ねることを通じて、自主性や社会性を育むことができます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
放課後等居場所事業 ^{※1} 利用者の満足度	放課後等居場所事業の利用者アンケート結果



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
放課後等居場所事業 ^{※1} 利用者の満足度	—	85.0以上	85.0以上	85.0以上	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 放課後等居場所事業の実施・充実

重点

2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

3 次世代育成基金の活用推進

4 学童クラブの整備・充実

再掲事業

※1 放課後等居場所事業: 放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策19 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

子育て家庭の生活環境の変化に伴い多様化するニーズに対応するため、妊娠から子育て期までの支援を充実させ、きめ細やかなサービスを行っていきます。
また、子育てに対する不安感や負担感を軽減することができるよう、身近な地域における子育て支援拠点を中心とした体制の強化を図ります。

施策の現状と課題

- 不安や悩みを抱えることなく、地域で安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援の充実が求められています。
- 子育て家庭が気軽に相談でき、安心して自由に過ごせる場や、人と人をつなぎ、支え合える地域の子育て力を高めていく必要があります。また、子育て家庭の多様なニーズに合わせた、きめ細やかな取組が求められています。

計画最終年度の目標

- 出産・子育てを希望するすべての人たちが、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会が実現されています。
- 地域の人材や資源を有効に活用し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
子育てが地域に支えられていると感じる割合	区民意向調査
今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	乳幼児健康診査時アンケート
パパママ学級 ^{※1} 受講率	第一子の出生数に対する受講者数の割合(対象は初産婦)



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
子育てが地域に支えられていると感じる割合	74.5 (2年度)	79.0	82.0	85.0	%
今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.2 (2年度)	98.0	98.0	98.0	%
パパママ学級 ^{※1} 受講率	35.0 [※] (2年度)	57.0	59.0	60.0	%

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績 52.3%)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- 2 地域における子育て支援体制の充実
- 3 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進

重点

※1 パパママ学級:初産の夫婦等を対象に、赤ちゃんのいる生活をイメージし、産後の子育てを両親で協力して行うきっかけづくりを目的とする講座

子ども すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策20 働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

依然として増加傾向にある保育需要及び学童需要に応えるため、引き続き保育施設や学童クラブの整備に取り組むとともに、保護者の多様なニーズに的確に対応することで、働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。また、保育施設や学童クラブにおいて、質の確保を図るため、必要な支援を行っていきます。

施策の現状と課題

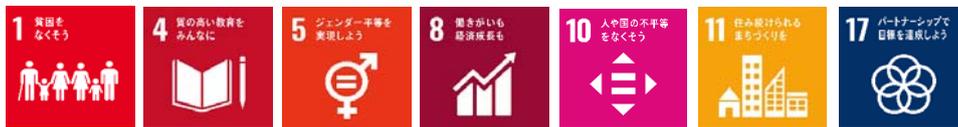
- 引き続き希望するすべての子どもが認可保育所^{※1}等に入所できるよう、保育施設の整備に取り組むとともに、年々増加している学童クラブの需要に的確に対応する必要があります。
- ICTの導入や障害児保育の充実など、時代の変化を捉えたサービスを提供していく必要があります。
- 保育施設等に対し継続した支援を実施するとともに、保育の質を向上するための取組を充実していく必要があります。また、委託学童クラブを含む区立学童クラブ全体の運営の質を向上するための方策が求められています。

計画最終年度の目標

- 保育施設や学童クラブの整備が進み、働きながら安心して子育てできる環境が整っています。
- 保育施設や学童クラブにおいて、子ども一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高いサービスが提供されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
保育所等入所待機児童数	
認可保育所等入所決定率	認可保育所等入所決定者÷認可保育所等入所申込者 (申込取下、内定後辞退及び希望する認可保育所等に入所できない際に、育児休業を取得(延長)する場合に該当する者は、申込者から除く。)
保育所利用者の満足度	福祉サービス第三者評価
学童クラブ待機児童数	
学童クラブ利用者の満足度	福祉サービス第三者評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
保育所等入所待機児童数	0 (3年4月)	0	0	0	人
認可保育所等入所決定率	92.0 (3年4月)	98.0	100	100	%
保育所利用者の満足度	91.4 (2年度)	95.0以上	95.0以上	95.0以上	%
学童クラブ待機児童数	233 (3年4月)	100	50	0	人
学童クラブ利用者の満足度	—	95.0以上	95.0以上	95.0以上	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 保育施設等の整備・充実

重点

2 保育の質の向上

重点

3 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

4 学童クラブの整備・充実

重点

5 放課後等居場所事業の実施・充実

再掲事業

6 就学前教育の充実

再掲事業

※1 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業^{※1}など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児^{※2}が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。

施策の現状と課題

- 未就学児の児童発達支援について、区内事業所の空き不足により療育機関の利用待機者が見込まれることから、民間事業所と連携を図り、受け入れ体制を確保する必要があります。
- 学齢期の発達障害児への支援について、幼児期から就学後の低学年期までの子どもの発達を教育分野と連携して切れ目なく支援していく必要があります。
- 医療的ケア児が健やかに成長できるよう、心身の状況やライフステージに応じた切れ目のない支援が求められています。
- 医療的ケア児を支援する関係機関が連携し必要な支援を行うとともに、関係機関及び当事者団体等が医療的ケア児の支援に関する情報を共有し、個々の医療的ケア児の特性に配慮し総合的に対応できる体制が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。
- 就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	区内事業所通所者数÷通所者数
保育所等への訪問支援 ^{※3} 件数	
重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	92.3 (2年度)	100	100	100	%
保育所等への訪問支援件数	300 (2年度)	350	400	450	件
重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	23 (2年度)	55	70	85	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 未就学児の療育体制の充実

重点

2 学齢期の障害児支援の充実

3 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

重点

- ※1 放課後等デイサービス事業: 学校教育法に定める学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業
- ※2 医療的ケア児: 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)
- ※3 保育所等への訪問支援: 療育機関の職員が、療育機関を利用している児童が在籍する保育所や幼稚園等の施設を訪問し、対象児童が集団生活に適応できるよう専門的な支援や施設職員へ助言等を実施する事業

施策22 学び続ける力を育む学校教育の推進

グローバル化や情報化が進展し、人々の生き方が多様化する中で、子どもたちには、人とのつながりと信頼を実感し、違いを認め生かし合いながら自分らしく学ぶことを通して、生涯にわたって学び続ける力を育む必要があります。そのために、教員と様々な専門職、就学前教育施設・小学校・中学校間の連携や、家庭・地域・学校の協働をより一層充実させるとともに、すべての子どもが学校づくりの主体となり、自分たちの学びが社会をつくることを実感できる学校教育を推進します。

施策の現状と課題

- 「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、これまで取り組んできた学力・体力等の向上を土台として、子ども一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させることが必要です。
- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、教員の長時間労働が大きな課題となっていることから、教員の負担軽減を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。
- 自分たちの学びが社会をつくるとの実感を伴って学び続ける力を育むためには、チーム学校^{※1}や地域運営学校(学校運営協議会)^{※2}の取組を充実し、幼保小連携・小中一貫教育等の取組を通して、子どもたちが多様な他者と協働しながら切れ目なく学ぶことのできる環境を整えることが重要です。
- 児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用し、子どもたちの学びを一層充実させるためには、教員や保護者、地域が担う教育活動においても活用できる、情報基盤の整備が欠かせません。

計画最終年度の目標

- 子どもたちが探究の主体となって、自分らしい学びと他者と協力する学びを一体的に進めることにより、生涯にわたって学び続ける力が育まれています。
- 教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中することができており、質の高い教育の持続発展につながっています。
- 子どもたちが多様な他者と考え、話し合い、自分たちで学校をつくっていく経験を積み重ね、自分たちの学びが社会をつくるということを実感しながら学校生活を送っています。
- 多様な大人が、チーム学校、幼保小連携・小中一貫教育、地域運営学校(学校運営協議会)の取組を通して子どもたちの学びを支え、大人自身も学び合いながら、地域に根ざした特色ある教育活動を自立的・協働的に行っています。
- 児童・生徒1人1台のタブレット端末をより効果的に活用するための情報基盤が整備され、子どもたちの学びや教員の子どもへの指導、データの蓄積・連携や分析、学校・家庭・地域間の情報共有等に日常的に使われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査、学校関係者を対象とした学校評価



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	54.6 (元年度)	60.0	65.0	70.0	%
「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	88.4 (元年度)	90.0	93.0	95.0	%
「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	50.7 (元年度)	55.0	60.0	65.0	%
「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	—	87.0	89.0	92.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 学び続ける力の育成

重点

2 ICTを活用した教育の推進

重点

3 就学前教育の充実

4 教員の働き方改革の推進

重点

5 部活動の充実

6 地域と共にある学校づくりの充実

重点

※1 チーム学校:校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内外の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮することで、子どもたちが必要な資質・能力を確実に身に付けることのできる学校

※2 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

施策23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

誰一人取り残すことなく、すべての子どもに生涯にわたって学び続ける力を育むためには、障害や疾病、家庭や学校での状況などにより、子どもたち一人ひとりのニーズが異なることを前提に、学びと成長を組織的かつ連続的に支援できる体制を構築する必要があります。そのために、家庭・地域・学校・関係機関と行政が連携・協働し、一人ひとりの発達段階や身体的・心理的状態の変化を的確に捉えた支援を行うことにより、個々の子どもに応じたきめ細かな教育を推進します。

施策の現状と課題

- 特別な教育的ニーズを持つ子どもが増加していることから、各学校において、一人ひとりの障害や疾病等に応じた組織的・連続的な支援体制を充実する必要があります。
- いじめや不登校のみならず、教育相談の内容が多様化していることから、各学校において、一人ひとりの悩みや課題など個々の状況に適切に応じることのできる支援体制を充実する必要があります。
- すべての子どもが地域の中でのびのびと学び成長するためには、家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、支えていくことが欠かせません。

計画最終年度の目標

- すべての子どもが、障害や疾病、家庭や学校での状況等にかかわらず、自分の意思と特性・状態に応じて交流したり共に学んだりできる支援体制が充実しています。
- すべての学校において、特別支援教育^{※1}や教育相談に対する教職員の理解が深まり、子どもたちの多様なニーズに対して、早期に適切な支援へとつなげることができています。
- 教育相談体制が充実し、学校内外において子どもや保護者が安心して相談できる環境が整うとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が行われています。
- 家庭・地域・学校・関係機関と行政が各々の役割を果たしながら連携・協働し、すべての子どもが地域社会に支えられながら学び、成長しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査
「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室 ^{※2} ・特別支援学級 ^{※3} ・特別支援学校)	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査
小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	57.1 (2年度)※	60.0	65.0	70.0	%
「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校)	85.0 (2年度)※	90.0	93.0	95.0	%
学校の教育相談体制に対する保護者の肯定率	49.6 (28年度)	55.0	60.0	70.0	%
小中学校における特別支援学級・特別支援学校との交流及び共同学習に対する保護者の肯定率	70.8 (2年度)※	75.0	80.0	85.0	%

※取組の成果をより適切に評価するため、令和3年度に実施する調査から、それぞれ回答を求める対象者を拡大している。令和2年度実績値は調査の対象者を拡大する前の参考値。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 特別支援教育の充実

重点

2 教育相談体制の充実

重点

3 特別な支援を必要とする子どもを支える教育環境の整備

- ※1 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
- ※2 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援を図るため、各校に設置する教室
- ※3 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

施策24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に学校施設の老朽改築と長寿命化改修を進め、児童・生徒の安全確保と教育環境の向上を図るとともに、地域における教育の中核的な施設、防災拠点としての機能を充実します。

また、学校や図書館を区民の多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動を推進するための「学びのプラットフォーム^{※1}」と捉え、誰もが気軽に利用できる仕組みづくりやサービスの充実に取り組んでいきます。

施策の現状と課題

- 学校施設の半数が築50年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築や長寿命化改修を実施することが必要です。
- 学校施設を身近にある地域の公共財として一層活用できるよう、誰もが利用しやすい仕組みを構築することが欠かせません。
- 図書館を交流や学びの場として幅広く活用できるよう、老朽化している図書館の整備を進めるとともに、読書バリアフリー法^{※2}への対応やICTの活用を通して、サービスの充実と利便性の向上を図る必要があります。

計画最終年度の目標

- 学校施設の整備、充実が図られ、子どもたちが安全で良好な教育環境の中で学び、過ごしています。
- 学校施設が地域における学びやスポーツ活動、防災の拠点として多くの区民に活用されています。
- 老朽化している図書館の整備やICTを活用した情報提供等により図書館サービスが充実し、交流や学びの場として様々な場面で活用されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
小中学校の老朽改築校数	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)
小中学校の長寿命化改修校数	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)
図書館の新規利用登録者数	図書館利用カードを新規交付した人数
図書館の区民一人当たりの貸出冊数	年間貸出冊数÷人口



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
小中学校の老朽改築校数	8 (3年度)	12	18	24	校
小中学校の長寿命化改修校数	0 (3年度)	1	2	5	校
図書館の新規利用登録者数	14,845 (2年度)	17,500	19,000	20,500	人
図書館の区民一人当たりの貸出冊数	7 (2年度)	9	10	11	冊

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 学校施設の有効活用の推進
- 2 新しい学校づくりの推進
- 3 区立小中学校の増改築
- 4 区立小中学校の長寿命化改修
- 5 ICTを活用した図書館サービスの充実
- 6 図書館の整備

重点

※1 プラットフォーム:人やものが交わり、つながる基盤となる土台や環境

※2 読書バリアフリー法:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律。
正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年(2019年)6月施行)

施策25 生涯にわたる学びの支援

「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、地域とつながりながら、すべての人が学び続けられ、学び直しができることが重要です。そのために、学校や社会教育施設を「学びのプラットフォーム」として活用するとともに、より身近な地域の施設で事業を実施するなど、区民の身近な地域に学びの環境を整えます。また、他者とかかわり、つながりあいながら、新たな価値を生み出すことや社会の主役となることができる学びの支援を行います。

施策の現状と課題

- すべての区民が学び続け、学び直せる機会を得るためには、学びの機会が身近にあることが必要です。今後は、社会教育施設を拠点としつつ、地域で学んだり活動したりした経験のない人でも気軽に学びの場に参加できるよう、これまで以上の工夫が求められます。
- 区民が身近なところで主体的にいきいきと地域活動に取り組むためには、人づくりや地域づくりにつながる学び合い・教え合いの機会を設けることが必要です。
- 区民が自分の暮らす地域に誇りと愛着を持ち、地域とのつながりを感じながら心豊かに暮らすためには、杉並の歴史や地域に根付いている文化について触れ、学ぶことが必要です。

計画最終年度の目標

- 身近な地域に多様な学びの機会が生まれ、すべての区民が地域の中でいきいきと学び続けています。
- 人と人、人と学びや活動の場をつなげるための支援が充実し、他者とかかわりや学び合い・教え合いを通じて、みんなにより良い地域づくりを行っています。
- 地域の歴史や文化を学ぶ機会が充実し、わがまち杉並の歴史や文化に造詣の深い区民が増えるとともに、区民がわがまちに誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	区民意向調査
地域の行事に参加している児童・生徒の割合	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	8.5 (2年度)	10.0	11.5	13.0	%
地域の行事に参加している児童・生徒の割合	51.1 (元年度)	52.0	54.0	60.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 社会教育士の育成・活用

重点

2 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

3 地域と学校の協働活動の充実

4 歴史・文化に親しむ機会の充実

再掲事業

施策26 多様な地域活動への支援

高齢化をはじめ、単身世帯や核家族世帯、共働き世帯の増加など社会構造が変化している中で、地域の課題は複雑化・高度化しており、これまで以上に地域の実情に即した住民自治の取組が豊かに展開される必要があります。地域課題の解決に向けては、地域住民や地域団体、さらには民間事業者等との協働の取組をより推進していく必要があります。このため、町会・自治会やNPO等の多様な地域団体の活動を支援するとともに、すぎなみ地域大学などにより地域活動の担い手となる人材の育成等を進めます。

施策の現状と課題

- 町会・自治会は、加入率(令和3年(2021年)3月現在44.9%)の減少に加え、役員の高齢化や担い手不足等が進んでおり、多世代の参加による活動の活性化が必要です。
- 区民意向調査によると、町会・自治会活動と社会貢献・社会参加活動への参加率は近年は約5%前後となっています。地域課題の解決のためには、地域への関心を高め、地域コミュニティの活性化を図ることが求められています。
- 地域活動の担い手を育成するすぎなみ地域大学では、毎年講座修了者のうち、7割を超える受講生が地域活動に参加しています。今後も地域で活躍する人材を育成していく必要があります。

計画最終年度の目標

- 町会・自治会をはじめとする多様な地域団体が、互いに連携・協働しながら地域活動を展開し、自らのまちをより良くする取組が進んでいます。
- 地域活動の担い手となる人材が育つことにより、多くの区民が地域活動に参加し、住民自治の基盤となる地域コミュニティの活性化が図られています。
- 多様な地域団体や区民の活動・交流等の拠点となる地域集会施設について、地域バランスを考慮した計画的な整備が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
地域活動に参加している区民の割合	区民意向調査
すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加者延人数	担当課の集計(年度末)
集会施設の利用率	利用回数÷利用可能回数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
地域活動に参加している区民の割合	—	18.0	21.0	24.0	%
すぎなみ地域大学講座修了者の地域活動参加者延人数	6,000 (2年度)	6,600	7,200	8,000	人
集会施設の利用率	44.0 (2年度)	52.0	53.0	55.0	%

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 地域活動団体への支援

重点

2 地域活動を担う人材の育成・支援

3 地域活動拠点の整備

施策27 多様な文化・芸術の振興と多文化交流の推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが気軽に文化・芸術に親しめるよう、杉並芸術会館(座・高円寺)で実施する事業に加え、杉並公会堂の運営や区内事業者による多様な文化・芸術活動を支援していきます。
 また、誰もが国内外の異なる文化を持つ人々と交流できるよう、文化、スポーツ等を通じた交流の機会を創出します。さらに、こうした取組の基盤となる区民一人ひとりの平和への意識を高めるよう、平和事業を推進していきます。

施策の現状と課題

- 文化の拠点である杉並芸術会館(座・高円寺)及び杉並公会堂で、多様な文化・芸術活動が実施され、区民が生涯を通じて文化・芸術に触れられる機会を提供することが必要です。
- 区内の文化・芸術事業者が、魅力的な事業を安定的に実施できるよう、継続性のある活動支援が求められています。
- 多文化共生社会の実現に向け、国際・国内交流を通じて、異なる文化に触れる機会をより多くの区民に提供し、相互理解を深めることが必要です。
- 区民一人ひとりが、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めるため、平和の意識啓発に取り組む必要があります。

計画最終年度の目標

- 誰もが気軽に文化・芸術に親しめる環境が整い、多様な文化が育まれています。
- 幅広い世代や異なる文化を持つ人々が積極的に交流することによって、お互いを尊重しあう、新たな価値観が創出され、多くの区民が多文化共生社会への理解を深めています。
- 平和都市宣言^{*1}を行った自治体として、戦争の悲惨さと平和の尊さを区民と共有するとともに、次世代を担う子どもたちの中に平和を希求する心が育まれています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合(オンライン配信含む)	区民意向調査
国際・国内交流事業参加者数	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
過去1年間に1回以上、文化・芸術鑑賞をした区民の割合(オンライン配信含む)	67.6 (2年度)	72.0	75.0	80.0	%
国際・国内交流事業参加者数	691※ (2年度)	5,000	5,500	6,000	人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ数値が減少しています(参考:平成30年度(2018年度)実績 3,525人)。

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

- 1 文化・芸術活動の創造と発信
- 2 文化・芸術活動の支援
- 3 国際・国内交流の推進
- 4 平和事業の推進

重点

※1 平和都市宣言:杉並区が昭和63年(1988年)3月30日に、核兵器の廃絶を希求し、人類共通の願いである世界の恒久平和実現のために行った宣言

施策28 次世代への歴史・文化の継承

杉並の地域に根ざした歴史や文化を次世代に継承していくため、区民が歴史・文化に親しむことができる機会や場を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心の醸成と杉並らしいまちの魅力を広げる取組を推進します。

施策の現状と課題

- まちの魅力を高めるとともに、地域に対する愛着を深めるためには、身近な地域で、歴史や文化に親しむ機会や場を充実させることが重要になります。
- 区民の英知と行動の結集が区の発展の礎となってきた杉並の歴史や文化を共有するとともに次世代に伝え、さらなるまちの発展へとつなげていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 伝統的な歴史や文化が継承され、区民が地域に対する魅力に誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。
- 区民の愛郷心が醸成されるとともに、文化都市としてのイメージが根付き、区内外に定着しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
歴史や文化などが、まちに根付いていると思う区民の割合	区民意向調査
郷土博物館の観覧者数	郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
歴史や文化などが、まちに根付いていると思う区民の割合	4.9 (2年度)	7.0	10.0	15.0	%
郷土博物館の観覧者数	23,445 (2年度)	32,000	35,000	38,000	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 歴史・文化に親しむ機会の充実

重点

2 区の歴史・文化情報の発信

重点

3 (仮称)荻外荘公園の整備

再掲事業

施策29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

スポーツ・運動は、区民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠であるとともに、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に行うことで、人と人、地域と地域の絆を深め、地域の一体感や協力し合う雰囲気を醸成し、さらには、ノーマライゼーション^{※1}の推進に寄与します。このため、学校施設や地域人材等の様々な社会資源を生かし、誰もがスポーツ・運動に親しむことのできる環境づくりを進めます。

施策の現状と課題

- 計画的に取り組んできた体育館3所の移転改修は予定どおり終了し、区民がより身近にスポーツ・運動に親しめる環境づくりが進んでいます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、スポーツ・運動に対する区民の関心が高まっていることから、区民が様々な場所でスポーツ・運動に親しめる事業を展開することが求められています。
- 障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいスポーツの場と機会を広げるため、障害者スポーツの充実に取り組む必要があります。

計画最終年度の目標

- 障害の有無や年齢にかかわらず、すべての区民にとってスポーツ・運動がより身近になり、スポーツ・運動に親しむ区民が増えています。
- スポーツ・運動に親しみ、楽しむことにより、健康であると感じている区民が増えています。
- 障害者がスポーツ・運動に親しむことができる場と機会が充実しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名	指標の説明
成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率	区民意向調査
健康であると感じている区民の割合	区民意向調査
障害者スポーツ事業の参加者数	



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名	現状値	目標値			単位
		6年度 (2024)	9年度 (2027)	12年度 (2030)	
成人の週1回以上のスポーツ・運動の実施率	60.6 (2年度)	63.0	64.0	65.0	%
健康であると感じている区民の割合	85.5 (2年度)	87.0	88.0	90.0	%
障害者スポーツ事業の参加者数	391 (2年度)	600	900	1,200	人

施策目標実現のための取組(施策を構成する計画事業)

1 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実

重点

2 障害者スポーツの推進

重点

3 体育施設の整備・充実

※1 ノーマライゼーション:障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す理念

区政経営の基本姿勢

区政経営改革推進基本方針

令和7年(2025年)には、団塊世代が後期高齢者となり、「人生100年時代」ともいわれる超高齢社会は一層進展していきます。また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済や区財政に深刻な影響を及ぼすことが予測されます。さらに、税源偏在是正措置やふるさと納税制度による減収、コロナ禍による景気への影響が続くことが懸念される中、基幹収入である特別区税や特別区財政交付金などの減収が、数か年続くことも想定しなければならないなど、今後の財政状況の先行きは不透明と言わざるを得ません。

こうした中でも区政は、本格的な少子高齢社会を見据えた対応、防災・減災対策、さらには、区立施設の老朽化による再編整備や長寿命化といった、山積する待ったなしの課題に区の総力を挙げて取り組んでいかなければなりません。

しかし、この状況だからこそ、安定的で強固な行財政基盤の構築が不可欠であり、効率的な業務執行に努めながら、行政の責務である「最小の経費で最大の効果」を上げていかなければなりません。

一方で、近年のデジタル技術の飛躍的な進展とコロナ禍を契機とした社会の変容を背景に、区民生活におけるあらゆる分野においてデジタル化が求められており、時機を逸することなく行政のデジタル化を推進することを通じて、区民の利便性の一層の向上と行政運営の効率化を図り、誰もが暮らしやすい社会へと転換を図っていく必要があります。

こうした視点に基づき、今後は、コスト削減や効率化を追求した「量の改革」に加え、利便性や暮らしやすさを追求し、区民サービスの質をいかに高めていくかといった「質の改革」にも配慮した区政経営を目指していくことが求められています。

そのためには、区民からお預かりする税をはじめとした財源、区立施設等の行政資産、サービスの提供者としての職員といった経営資源をより有効に生かしていくことが必要です。

さらに、区政経営全般に区民や地域団体、民間事業者等の知恵と創意を取り入れることを通じて、単に経費の削減にとどまらない、時代の先を見据えた区政経営を推進することが不可欠です。こうした認識に基づき、従来の「行財政改革」から「区政経営改革」へと転換を図ることとし、その新たな基本方針を以下のとおり定めます。

方針1 時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

方針3 区民目線による戦略的な情報発信

方針4 自治の更なる発展と、自治体間連携の強化

方針5 施設マネジメントの推進

区政経営改革推進基本方針

方針1 時代の変化に対応する業務の効率化と区民サービスの向上

経営資源の有効活用や執行方法の見直しによる業務の効率化に加え、デジタル技術の飛躍的な発展を踏まえた行政のデジタル化を通じて更なる区民サービスの向上を目指します。

また、いきいきと働くことができる勤務環境のもと、職員の能力を引き出し、構想力や実践力を持った職員を育成するほか、民間の専門人材の登用を行いながら、専門性の確保を図るとともに職場の活性化につなげます。

現状と課題

- 日本の少子高齢化が世界に類を見ない速さで進行している中、区においても今後は人口の減少が見込まれます。また、今般の新型コロナウイルス感染症は人々の行動様式に大きな影響を及ぼしています。区は、こうした社会の変化を的確に把握しながら、区民の期待に応えていかなければなりません。
- とりわけ、デジタル技術は飛躍的に進展しており、行政においてもデジタル化の推進を通じ、区民サービスの向上と効率的かつ効果的な区政運営を推進するため、デジタル技術を戦略的に活用していくことが重要となります。高度化するデジタル技術の活用に当たっては、外部の専門人材の登用を通じ、時機を逸することなく、デジタル化を推進していくことが求められています。
- 効率的な業務執行に努めながら、「最小の経費で最大の効果」を挙げていくためには、不断に業務の見直しに取り組み、より適切な執行方法を選択していくことが求められています。一方で、こうした見直し等によっても増大する行政需要への対応が難しい場合などには、必要な人員を確保し、組織体制を整えることも重要です。
- 職員の超過勤務時間は、近年、喫緊の行政ニーズに対応するため増加傾向にあります。こうした中でも、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、テレワークや時差出勤の活用など、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、構想力や実践力を高める人材育成を進めて、職員の意欲と生産性の向上を図り、組織の活性化を図る必要があります。

方針に基づく主な取組

○ 行政のデジタル化を通じた業務効率化

申請書類のデータ入力などの大量かつ定型的な事務処理において、AI-OCRやRPAなどの自動化ツールの導入を進めるなど、デジタル技術を積極的に取り入れて、より効率的で正確な事務処理を推進します。また、より質の高い区民サービスの提供に向けて、区民目線に立った行政手続のデジタル化を加速します。加えて、デジタル技術の導入に当たっては、高度な知見を有する外部人材の積極的な活用を図るほか、維持管理経費や費用対効果等を常に検証するなど、情報化経費の精査に努めます。

○ 事業運営の改善や執行方法の見直し

行政評価制度等を活用して、各事業の運営状況や執行方法を的確に評価・検証し、より効率的な区政経営が行えるよう、管理運営体制の見直しや施設の役割の見直し等を進めます。

○ 民間事業者等によるサービスの提供

業務の効率化と区民サービスの向上を両立していく観点から、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民間事業者等のノウハウを生かせる事業については業務委託や指定管理者制度の導入を積極的かつ計画的に進めていきます。また、良質なサービスの提供が維持されるよう、公契約における競争性と透明性を引き続き確保するとともに、モニタリングシステムの充実を図っていきます。

○ 人材育成と効率的な組織運営

厳しい財政状況が想定される中、増大し、複雑化する行政需要に迅速・的確に対応していくため、定員管理方針に基づく職員数の適正管理に努めるとともに、定年引上げによるベテラン職員の有効活用に向けた組織体制の構築に取り組みます。また、職員のワーク・ライフ・バランスを進めるため、職員が効率的に業務に取り組める職場環境を整備することにより、職員の意欲の向上や超過勤務の縮減にもつなげます。

区政経営改革推進基本方針

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現

社会経済環境の変化や区民の多様なニーズに適時適切に対応していくことができるよう、財政の健全性を確保するとともに、事務事業や経費等の精査を不断に行うことなどを通じて、安定的な財政基盤を構築し、持続可能な財政運営に努めます。

また、区民サービスの向上を図りながら、受益者負担の適正化を進めていきます。

現状と課題

- 世界的に猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、雇用環境の悪化や個人消費の低迷など、地域経済にも大きなダメージを与えており、区財政に与える影響も大きく、この影響による減収は、今後数か年続くことも覚悟しなければなりません。
- また、法人住民税の一部国税化、ふるさと納税制度など、国による不合理な税源偏在是正措置による減収が区財政に深刻な影響を与えています。また、今後、少子高齢化の更なる進展に伴って基幹的收入である特別区民税の減収が想定されるなど、区財政を取り巻く状況は今後一層厳しさを増していくことが予想されます。
- こうした中、超高齢社会への対応や子育て支援策の充実、首都直下地震等災害への備え、区立施設の老朽化対策など、行政課題は山積しています。
- 未来につなぐ区政経営を進めていくためには、区民福祉の向上を図りながら、行政サービスのあり方についての点検や従来の発想にとらわれない歳入確保策の検討など、時代やニーズの変化に対応した財政運営も不可欠です。

方針に基づく主な取組

○ 安定的な財政基盤の構築と持続可能な財政運営

複雑化・多様化する区民ニーズや、新たな行政課題にも迅速・的確に対応できるよう、新たに定める「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方」に基づき、健全な財政運営に努めます。

なお、基本的な考え方の運用に当たっては、経済情勢や財政状況を踏まえつつ、行政需要との均衡を考慮しながら対応していくものとします。

○ 財源の確保

住民税や国民健康保険料、介護保険料などの収納業務においては、電子マネーやeLTAX等のデジタルツールを導入し、区民の利便性を高めることで、収納率の向上を図ります。また、広報すぎなみ等、各種広報媒体による広告収入やネーミングライツによる財源の確保を一層進めるとともに、区有財産や駐車場を有効活用した収入確保に努めます。

○ 負担の適正化

受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料を定期的に見直すとともに、保育施設等の利用者負担や給付事業の見直しなどにも不断に取り組めます。

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置に加え、先行き不透明な社会経済状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。このため、以下のとおり基本的な考え方を示し、健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、**財政調整基金の年度末残高 350 億円の維持**に努めます。基金を活用し、年度末残高が 350 億円を下回る状況となる場合は、可能な限り速やかに残高の回復に努めます。
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、**毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てます**。
- ③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行し、繰上償還をする場合等を除き、**公債費負担比率^{*1}が 5%を超えないように努めます**。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の削減に努めます。
- ④ 財政運営の弾力性を保持するために、極端な収減となる場合を除き、**行政コスト対税収等比率^{*2}が 100%を超えないように努めます**。
- ⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、**債務償還可能年数^{*3}が 5 年を超えないように努めます**。

(※1) **公債費負担比率**: 公債費(区債の元金返済や金利支払の経費)に充てる一般財源等が一般財源等総額に占める割合

(※2) **行政コスト対税収等比率**: 純経常行政コストが税収や補助金等の財源に占める割合

(※3) **債務償還可能年数**: 経常収支の黒字分を将来の実質債務の償還に充てた場合、何年で償還できるかを示すもの

1. 基本的な考え方策定のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について

- ・過去の大規模災害で被災した自治体の人口一人当たりの災害復旧費を杉並区の人口に換算した場合の経費を参考に、**災害時の備えとして集中復興期間とされる 5 年間に必要な額を 150 億円**と算出しました。……(A)
- ・平成 20 年(2008 年)9 月のリーマン・ショック時の財政調整基金の取崩額約 200 億円、令和 2 年度(2020 年度)以降の新型コロナウイルス感染症拡大による減収想定額約 200 億円を踏まえ、**著しい経済変動等への備えとして必要な額を 200 億円**と算出しました。……(B)

⇒**財政調整基金への年度末残高として維持すべき額(A) + (B) = 350 億円**

【②施設整備基金の積立】について

- ・「区立施設再編整備計画(第 2 期)」において、今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約 121 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編整備の推進や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80%程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、41 億円と算出したうえで、ここに現在の基金残高を考慮し、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

⇒**毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上**

《計算式》

$121 \text{ 億円} \times 95\% (\text{再編整備の推進等による改築経費の縮減}) \times 65\% (\text{国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35\% を減じた額}) \times 55\% (\text{大規模な工事に施設整備基金を 80\% 充当した場合の全体経費に占める割合}) \approx 41 \text{ 億円}$

【③区債発行・繰上償還等】について

・「公債費負担比率」: 財政運営の柔軟性を計る指標の一つで、公債費がどの程度一般財源の使途を制限しているかを表しており、比率が高いほど財政運営の余力がない硬直化した状態であることを示しています。

→一般的に 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

⇒区立施設再編整備計画に基づく、区立施設の改築・改修に伴い、区債発行の増加が見込まれることから、区債発行の精査と繰上償還の実施について示したうえで、公債費負担が過度に高まることのないよう、「公債費負担比率が5%を超えないように努める」と目標を設定します。

【④行政コスト対税率等比率】について

・「行政コスト対税率等比率」: 公会計情報から得られる指標で、経常的な行政コスト(人件費・社会保障給付費等から使用料・手数料等の収益を差し引いたもの)が税率や補助金等の歳入に占める割合を示し、区が資産形成等を行う余裕があるかを表します。

→100%を下回る場合は、収益を除いた行政コストを税率や補助金でカバーできていることを表し、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、負担が軽減されたこととなります。

100%を超える場合には、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したことを表します。

⇒経常的な行政コストは、すべて税率や補助金等で賄われることが望ましいため、「100%を超えないように努める」と目標を設定します。

《計算式》

$$\text{行政コスト対税率等比率} = \frac{\text{(行政コスト計算書における純経常行政コスト}^{\ast 1})}{\text{(純資産変動計算書における財源}^{\ast 2})} \times 100$$

※1 純経常行政コストは、行政コスト計算書における経常費用(人件費、社会保障給付等)から経常収益(使用料等)を差し引いた額による。

※2 財源は、純資産変動計算書における税率等と国県等補助金の合計額による。

【⑤債務償還可能年数】について

・「債務償還可能年数」: 区債等の償還に取り崩し可能な基金を充てた残額(実質的な債務)を経常的に確保できる黒字資金で返済するのに何年間かかるかを示します。この年数が短いほど、債務償還能力が高く、中長期的な財政の健全性が確保されていると言えます。

→債務償還可能年数は、これまでの財政運営ルールで 3 年と設定していましたが、地方公会計上の取扱いで計算式等が見直されたことを受け、新たに杉並区独自の指標として設定しました。実態に合わせて区債等の償還に充てる基金を実際に取り崩し可能な基金(財政調整基金と減債基金)に限定することで、これまでに比べより厳しい算定結果(債務償還可能年数が伸びる)となるよう見直しました。

→経常収支の黒字で返済可能な年数が、借金である区債の返済にかかる平均年数(平均償還年数)を超えると財政運営が切迫すると考えられます(参考:杉並区の区債平均償還年数 令和2年度(2020年度)末時点 18.5年)。

⇒区債残高が増加し、将来負担が過度とならないよう、目標を5年を超えないように努める設定とします。

《計算式》

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{(将来負担額}^{\ast 1} - \text{充当可能財源}^{\ast 2})}{\text{(経常一般財源等(歳入)等}^{\ast 3} - \text{経常経費充当財源}^{\ast 4})}$$

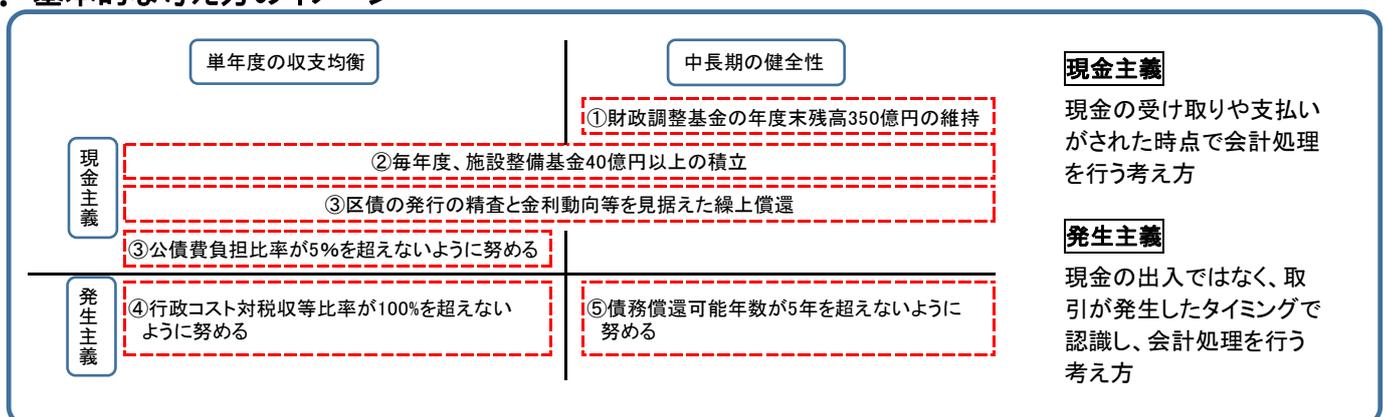
※1※2 将来負担額及び充当可能財源は、財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 充当可能財源は充当可能基金残高+充当可能特定歳入(償還に充当可能な補助金等)。

充当可能基金残高は、財政調整基金及び減債基金の残高とする。

※3※4 経常一般財源等(歳入)等及び経常経費充当財源は地方財政状況調査及び財政健全化法上の数値から算出する。

3. 基本的な考え方のイメージ



区政経営改革推進基本方針

方針3 区民目線による戦略的な情報発信

区民一人ひとりにとって必要かつ有用な情報を確実に届けられるよう、伝えたい相手に合わせ、区民目線での戦略的な情報発信を行うことが求められています。その際、誰一人取り残さないという視点に立ち、情報格差(デジタルデバインド)を生じさせないことが重要です。

また、政策の企画立案や見直し等においては、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への参画意欲を高めるとともに、区民や民間事業者等との対話の場の拡充や、オンラインによる参加方法等の推進など、誰もが意見を出しやすい環境を創ることにより、区と区民等とのコミュニケーションの活性化を図ります。

現状と課題

- デジタル社会においては、区民目線で分かりやすく、タイムリーに情報を伝達することが求められています。
- また、急速にデジタル化が進んでいる中で、区民が区政情報を受け取る情報媒体は多様化しています。区民が情報入手に使用するツールも日進月歩で進化している状況を踏まえ、区民に伝わる広報をこれまで以上に戦略的に進めていくことが必要です。
- 一方で、デジタル技術の利用に慣れていない方や不安のある方への配慮は欠かすことはできません。特に、防災に係る情報発信は多くの区民の生命や財産を守る最も重要な情報発信であるため、誰一人取り残さない視点に立って、正確かつ迅速な災害状況の情報提供を行っていくことが重要です。
- また、従来から行われている区民と区長の懇談会(「すぎなミーティング」)に加えて、オンライン会議等の新たな会議方式を活用するなど、区民の意見を区政運営に生かしていく仕組みを積極的に取り入れるなど、区民が区政に参画しやすい環境を整えていくことが必要です。

方針に基づく主な取組

- 区民に「伝わる」情報発信
デジタル化の進展を踏まえ、区民に確実かつ有用な情報が伝わり、また、情報を伝えたい相手に合わせた情報発信となるよう、区民目線を意識した戦略的な広報を推進します。
また、防災マップや水害ハザードマップ、地震被害シミュレーションによる被害想定等の情報を区民に分かりやすく提供するとともに、災害時の情報収集・発信時に有効活用していきます。
- 区政を話し合う会の実施
区民が区長と、直接意見交換を行う懇談会の開催などにより、区民の意見を区政運営に生かしていきます。また新型コロナウイルス感染症対策による非接触型の新しい働き方が広まっている実態を踏まえ、オンライン会議やウェブ面談等を円滑に行うことができるシステムを適切に運用します。

区政経営改革推進基本方針

方針4 自治の更なる発展と、自治体間連携の強化

基礎自治体として果たすべき自主的・自律的な行財政運営を更に前進させていくために、今後区が目指すべき自治のあり方について、区民との議論を深めつつ、特別区全体を巻き込んだ広範な議論を展開していきます。

また、災害時対応の拡充や環境負荷の低減などといった、広域的な連携が求められる行政課題等に対処していくためにも、行政区域の枠を超えた自治体同士の連携を強化していきます。

現状と課題

- 平成12年(2000年)の都区制度改革から20年余りが経過しますが、都区間の事務配分や税財政制度などの諸課題は、未解決のまま今日に至っており、都区のあり方に関する都との実質的な協議の再開に向けた広範な議論が必要です。また、社会経済環境が大きく変化する中で、基礎自治体の果たすべき役割と責任が一層大きくなっていることを踏まえ、更なる自治権の拡充も見据えて、今後区が目指すべき自治のあり方について、区民と共に議論を深めていくことが大切です。
- 区民が安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けては、区境の地域におけるパトロールや、にぎわい創出を図るイベントの実施など、隣接する自治体等との連携・協力により、区民サービスの向上を図っていく必要があります。
- また、いつ起きてもおかしくない首都直下地震等の対応や、脱炭素化に向けた取組などの、広域的な連携が必要となる課題の解決に当たっては、国や都との更なる連携・協力や、基礎自治体間との連携の強化が欠かせません。これまで培ってきた自治体スクラム支援の取組や自治体間連携による特別養護老人ホーム整備の取組を生かし、更なる自治体間連携の強化に向けた取組を進めていくことが求められています。

方針に基づく主な取組

- **自治・分権の推進**
基礎自治体としての役割と責務が増大する中、必要な権限と財源を確保していくため、都区制度改革で残された課題の解決など、区が今後目指すべき自治のあり方についての調査・研究を進めます。
- **隣接自治体等との連携**
隣接する自治体との連携・協力を更に深め、区民サービスの向上と安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。また、世界的な課題となっている環境負荷の低減などの新たな行政課題に対処していくためにも、行政区域の枠にとらわれない連携を図っていきます。
- **基礎自治体間の広域連携**
自治体スクラム支援や南伊豆町における特別養護老人ホーム整備の取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討を進めます。

区政経営改革推進基本方針

方針5 施設マネジメントの推進*

※取組の詳細は、別冊「杉並区区立施設再編整備計画(第2期)・第1次実施プラン」を参照

区立施設の更新時期のピークを迎える中、これまで以上に効率的・効果的に取組を推進していくため、区の施設を経営資源と捉え、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行っていきます。

現状と課題

- 区が保有する建物の延床面積は、約85.9万㎡ありますが、昭和30年代から40年代にかけて建設した施設が多く、学校施設を中心に築後50年以上が経過する施設は約3割となるなど、区立施設の更新時期がピークを迎えようとしています。
- 施設の改築・改修等には多額の経費がかかります。今後40年間の区立施設の改築・改修等経費を試算した結果、約4840億円、年平均約121億円となりました。また、施設にかかるコストは建物を整備する際にかかるイニシャルコストに比べ、建物を維持管理するためのランニングコストのほうが大きく、毎年概ね300億円以上の経費がかかっているのが現状です。
- こうした状況を踏まえると、この間、着実に進めてきた区立施設の再編整備や長寿命化等の取組を引き続き推進していく必要があります。安全・安心で誰もが使いやすい施設サービスの提供や時代とともに変化する区民ニーズへの対応を図りながら、施設の総量やトータルコストの適正化に取り組むなど、区立施設においても質と量の双方の改革が不可欠です。
- このため、これまで以上に効率的・効果的に取組を推進していく必要があることから、区の施設を自治体経営の視点から経営資源と捉え、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に行っていきます。

方針に基づく主な取組

- **区立施設再編整備計画の推進**
区立施設再編整備計画に基づき、施設マネジメントの観点から、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等に取り組み、安全・安心な施設サービスの提供、新たな区民ニーズへの対応、持続可能な行財政運営の実現を図ります。施設マネジメントの推進に当たっては、効率的、効果的な施設の整備や維持管理、民間活力の更なる活用、歳入確保など多角的な観点をもって取組を進める必要があることから、関係部門が連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

協働推進基本方針

中長期的な人口減少や超高齢社会の本格的な到来など、社会の変化が極めて激しい時代にあって、複雑かつ高度な地域課題を行政だけで解決していくことはますます困難となってきています。

区ではこの間、地域の課題は地域で解決を図ることを目指し、すぎなみ地域大学を通じた地域人材の育成や、協働提案制度などの様々な協働の仕組みを構築するとともに、多くの区民や団体との協働の実践を積み重ね、「参加と協働による地域社会づくり」に努めてきました。しかし、今後は、地域課題の解決に向け、これまで相手方の中心であった区民や地域団体に加え、民間事業者や大学、専門家などを含む多様な主体との協働を一層深化させ、連携して取り組むことが必要となってきます。

こうした取組を推進していくためには、区と区民、民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、対等な立場で連携・協力しながらその解決を図っていく、杉並ならではの新たな協働の仕組みづくりが重要となります。

区は、こうした観点を踏まえ、基本構想に掲げる「新たな協働のかたちをつくる」ための取組の推進と、これまで行ってきた協働の取組を一層深化させることを目指し、以下の2つの基本的な方針を定め、協働に携わる職員の育成や、外部人材の登用等を通じ、行政内部の推進体制を再構築しながら、地域の活性化につなげるため協働の取組を推進していきます。

方針1 地域に開かれた新たな協働の仕組みづくり
～公民連携による地域課題の解決と職員意識の醸成～

方針2 区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組
～地域課題の解決を図ってきた取組の深化～

協働推進基本方針

方針1 地域に開かれた新たな協働の仕組みづくり ～公民連携による地域課題の解決と職員意識の醸成～

超高齢社会の本格的な到来など、社会の変化が極めて激しい時代にあって、複雑かつ高度な地域課題を行政だけで解決していくことは困難になりつつあります。そのため、課題解決に向け、区や区民、民間事業者等の多様な主体が相互に地域の課題を共有し、対等な立場で連携・協力していく新たな協働の仕組みづくりが重要となります。

また、区と区民、民間事業者等との公民連携による地域課題の解決のために、これからの時代に求められる協働の意義を理解した職員を育成するほか、外部人材の登用等を通じて新たな協働の推進体制を再構築していきます。

現状と課題

- 複雑で高度な地域課題を行政だけで解決していくことが困難になっていることから、これまでの協働の相手方の中心であった区民や地域団体に加え、民間事業者や大学などの多様な主体との協働を深化させ、連携・協力して取り組むことが必要となってきています。
- 区民や地域団体、民間事業者等の多様な主体との新たな協働を目指すためには、その担い手となる職員の育成と協働の推進体制の強化を図ることが重要となります。

方針に基づく主な取組

○ 公民連携による新たな協働の推進

新たな協働の推進に当たっては、区民や民間事業者等の多様な主体との協働を深化させ、連携して取り組んでいく必要があります。そのため、それぞれの主体が対等な立場で参加できるプラットフォームを構築するなど柔軟で開かれたネットワークづくりを行います。

○ 新たな協働を推進する人材の育成

これから求められる協働を理解し、実践に移せる職員を育成するため、企業等への派遣を含めた研修を実施するとともに意識啓発を図ります。また、公民連携の専管窓口となる組織では、ノウハウを有する外部人材を登用することにより、戦略的な協働の取組を進める体制を構築します。

※ 方針に基づく取組の指標(目標値)については、新たな協働の仕組みの構築後、設定します。

協働推進基本方針

方針2 区と地域団体等による地域課題・行政課題の解決に向けた取組 ～地域課題の解決を図ってきた取組の深化～

地域課題の解決のため、地域で活動し、地域をよく知る区民や地域団体、民間事業者等の多様な主体が、相互に連携・協力できるような環境の充実に向けた支援を行うとともに、地域社会づくりの担い手となる地域人材の育成を図ります。

また、区民の区政への参画意欲を高めるため、SNSや広報紙等を通じた情報発信を行うことなどを通じて、区と区民等とのコミュニケーションの充実を図ります。

現状と課題

- 地域の協働の中核を担っている町会・自治会に加え、地域における新たな協働の主体とのより一層の連携が求められています。
- 防災・防犯や見守りなどの分野では、地域の力を結集して課題の解決が図られていますが、今後の超高齢社会を見据えると、更に地域の絆を強めるとともに、地域社会づくりの担い手となる地域人材を育成する必要があります。
- 区民とのコミュニケーションの充実を図るため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、分かりやすい情報発信を行っています。これまで以上に、区民の区政への参画意欲の向上を図っていく必要があります。

方針に基づく主な取組

- 地域活動への支援と地域人材の育成
 - ・区民や地域団体、民間事業者等を含めた利害関係者との双方向のコミュニケーションを拡充し、様々な主体の参画を得ながら、地域の力を結集し、地域のニーズを一層反映した協働の取組を進めていきます。
 - ・町会・自治会活動などの地域住民活動や、その活動を活性化させるための地域情報の発信・共有などの取組を支援し、地域の多様な主体が相互に連携・協力できる環境づくりに努めます。
 - ・すぎなみ地域大学やすぎなみ協働プラザの講座で学んだ知識・技術を生かして、行政課題や地域課題の解決に取り組む地域人材を育成し、協働の基盤づくりに努めます。
- 情報発信と区民等とのコミュニケーションの充実
 - ・広報紙やホームページ、SNS等を活用して、これまで以上に分かりやすく、スピード感を重視して区の情報や魅力を発信することで、区民の区への関心や愛着心を深め、区政への参画意欲の向上を目指します。
 - ・「区政を話し合う会」を開催するなど、区長と区民との意見交換の機会を設けることにより、区と区民とのコミュニケーションの充実を図り、協働の機運を高めます。

<方針に基づく取組の指標 目標値>

指標名	実績値 (2年度(2020年度))	目標値 (12年度(2030年度))	指標の説明
協働の取組に対する区民の認知度	—	50%	区民意向調査
区の情報の到達度	62.1%	80%	区民意向調査

デジタル化推進基本方針

日々、飛躍的に進展するデジタル技術は、私たちの日常に深く浸透し、これまでの生活様式のあり方や働き方に大きな変化をもたらしています。こうした中、令和2年(2020年)12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、デジタル社会が目指すビジョンが示されるとともに、自治体が重点的に取り組む事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が示されました。

区では、この間、区の情報化のあり方や目標を示す「杉並区情報化基本方針」に基づき、行政運営にデジタル技術を計画的に活用してきましたが、こうした時代の変化の中において、時機を逸することなく、行政のデジタル化を戦略的に加速させるため、これまでの方針を発展的に見直し、「杉並区デジタル化推進基本方針」とこれに基づく「杉並区デジタル化推進計画」を定め、基本構想に掲げた「デジタルにより誰もが暮らしやすい社会」を、区民の誰もが実感できるよう取り組みます。

なお、杉並区デジタル化推進基本方針及び杉並区デジタル化推進計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項における「官民データ活用推進計画」に位置付けます。

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

デジタル化推進基本方針

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

行政サービスをデジタルで完結させるための3原則「デジタルファースト」(手続やサービスが一貫してデジタルで完結)、「ワンスオンリー」(一度提出した情報は再度の提出不要)、「コネクテッド・ワンストップ」(複数の手続・サービスをワンストップで実現)を区民の誰もが実感できるよう、デジタル技術を積極的に活用して行政のデジタル化を推進し、効率的で利便性の高い行政サービスを提供します。

また、デジタルデバインド(インターネットやパソコン等を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差)にも配慮し、区民一人ひとりにとって最良のサービスを提供します。

現状と課題

- 区は、日々進展するデジタル技術を活用し、利便性の高い区民サービスの実現に取り組んできました。
- しかし、マイナンバー制度の「マイナポータル」をはじめとしたオンライン申請の取組は進んでおらず、利便性の向上が課題となっています。
- また、区が保有するデータについては、区公式ホームページに公開していますが、データの形式等に統一性がなく区民等が利用しづらい状況にあるなど、様々な課題があります。
- こうした課題に対応するため、更なるデジタル化の推進を図るとともに、デジタル技術の利用に慣れていない方や不安のある方などにも、デジタル化のメリットが享受できるように取り組む必要があります。

方針に基づく主な取組

○ 行政手続のオンライン化の充実

マイナポータルや東京電子自治体共同運営電子申請サービス(東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス)など、申請手続の内容に応じた最適なオンライン申請サービスの環境整備を通じて、場所や時間を選ばない、デジタルファーストの視点に立った行政手続の実現と充実を図ります。ウェブサイトから、引っ越しや子育て、介護等のライフイベントに応じて必要な手続が確認できる「手続ガイド」の充実や、質問形式で手続が確認できるチャットボットの導入など、様々な行政手続がスムーズに利用できるためのオンライン環境の充実を図ります。

○ 窓口での待ち時間短縮と混雑解消

スマートフォンなどから行う申請情報の事前登録や「ワンスオンリー」の視点に立った手続の見直しなどを通じ、窓口の待ち時間の短縮と混雑解消につなげます。証明書等の発行手数料等の支払いにキャッシュレス決済を導入し、申請・受付窓口の利便性向上を図ります。

○ マイナンバー制度の活用

マイナポータルから行う手続の充実に向けて、申請対象の拡充を検討します。あわせて、国が推進する「マイキープラットフォーム構想」(マイナンバーカードのマイキー部分を国や自治体、民間企業がサービス提供などに利用する取組)を区独自の取組に活用できるか検討し、マイナンバー制度を活用した区民の利便性向上を図ります。

○ 行政データの活用推進

区民や事業者のほか、町会やNPO法人、地域団体など、区との協働の担い手等が、地域の課題解決や経済の活性化に役立てることができるよう、区が保有・公開している行政データの形式の統一化を図るなど、行政データの活用促進につながる取組を進めます。

新たな地域産業の創出や学術研究等の活用に向けて、区が保有するデータを個人が特定できないよう匿名加工化する「行政ビッグデータ」の公開を目指し、研究を行います。

○ デジタルデバインドの是正

情報通信機器の操作に慣れていない方に向けた操作講習や、誰もが必要とする情報や機能を簡単に利用できるアクセシビリティに配慮したサービスの提供など、デジタルデバインドの解消に向けた取組を行い、誰一人取り残すことのない、人に優しいデジタル化を進めます。

デジタル化推進基本方針

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

デジタル技術に関する高度な知識を持つ外部専門人材の登用や民間事業者の活用を通じて、行政のデジタル化を戦略的に推進し、より効率的で透明性の高い行政運営を行います。こうした取組により、区民サービスの質の向上に努めるとともに、職員の誰もが働き甲斐を感じる職場としていきます。

また、サイバー攻撃等にも十分配慮した情報セキュリティ対策を講じてサービスの継続性を確保し、安全な行政サービスの提供に努めていきます。

現状と課題

- 区ではこれまでも、内部業務にデジタル技術を計画的に導入することで、効率的な行政運営を目指してきました。
- 社会全体においてデジタル化による変革が進む中、行政内部の業務にもデジタル技術を積極的に取り入れ、これまで以上に効率的で効果的な行政運営を展開していく必要があります。しかし、現状では、デジタル技術の導入は、一部の業務に留まっている状況です。
- 区が保有する行政データを施策に生かす際は、AI(人工知能)等のデジタル技術を積極的に導入することなどを通じ、行政運営の透明性や客観性をより一層向上させていくことが必要です。
- 限られた予算を効果的に活用する観点から、システムの構築や運用に係る経費を最小限に抑える取組を徹底していく必要があります。
- 日々進展するデジタル技術を的確に活用していくためには、高度なデジタル技術に関する知識を持つ外部専門人材の登用や民間事業者の活用に加えて、職員のデジタル技術を活用する能力を向上させることが重要です。
- 情報システムの導入・運用に当たっては、強固な情報セキュリティ対策を実施して情報漏えい等の事件、事故の防止に努めるとともに、個人情報保護を徹底することが不可欠です。
- こうした取組を戦略的に進めていくためには、行政のデジタル化を一元的に管理する体制を組織する必要があります。

方針に基づく主な取組

○ 定型データ入力業務の自動化・効率化

AI-OCR(AIによる文字認識技術を活用して、手書き帳票の文字をデータ化する技術のこと。)やRPA(Robotic Process Automationの略。人が行う定型的なパソコン操作をロボットが代替して自動化する技術のこと。)等のデジタル技術を活用したツールを導入し、内部業務の効率化を図ります。

オンラインで申請されたデータを職員が手作業で入力することなく、業務システムへのデータ入力を自動化するなど、一連の処理をデジタルで完結することで事務処理の効率化を進めます。

○ データに基づく行政運営の実施

科学的根拠のある政策立案をより一層進めるため、区が保有する行政データの活用を図るとともに、デジタル技術を用いた現状分析や将来予測を行います。

経験年数の浅い職員でも、ベテラン職員と同程度の事務処理が行うことができるよう、デジタル技術を活用したデータ分析機能等を業務補助に活用し、行政サービスの質の維持・向上を図ります。

○ 情報システムの最適化

システム導入委託経費等の縮減と、時機を捉えたデジタルツールの業務利用を目指し、高度なプログラミング技術や知識がない職員でも利用できるツールの導入を検討します。

情報システムの導入や改修に際しては、業務プロセスの見直しによるノンカスタマイズ導入(既成のシステムを改修等せずに導入すること)を行うほか、システム仕様や費用の妥当性等を評価する情報化経費精査を徹底するなど、適切なシステム仕様や予算規模での情報システムの導入等につなげます。

「自治体DX推進計画」の重点取組事項のひとつである、クラウド活用を原則とした自治体の情報システムの標準化・共通化に向けて、令和7年度(2025年度)を目標にシステム移行できるよう、国の動向等の情報収集や庁内検討組織の設置等を行い、計画的に作業を進めます。

○ デジタル化推進体制の強化

副区長をCIO (Chief Information Officer: 最高情報統括責任者) とする、全庁組織のデジタル化を統一的に管理する体制を整え、デジタル技術の業務横断的な導入や支援などを行うことで、行政のデジタル化を戦略的かつ効果的に推進します。

行政のデジタル化に向けた各種取組について、計画から運用、評価に関するプロセスにおける一貫した支援や進捗管理を行うことで、効果的かつ効率的なデジタル化を確実に進めます。

○ 外部専門人材等の活用と人材育成

デジタル技術に関する高度な知見を有し、行政のデジタル化に精通している外部人材から「デジタル戦略アドバイザー」を採用するほか、情報収集や分析能力に優れた民間事業者等を活用し、区のデジタル化を戦略的に推進します。

より効果的なデジタル技術の活用を進めるために、デジタル技術の特性や使い方を正確に把握して実践できる職員を育成します。

○ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の実施

情報漏えいやデータの改ざん等の情報セキュリティに関する事件・事故を防止する技術的対策や、セキュリティ意識を啓発する職員研修等の情報セキュリティ対策を実施します。また、区民等の個人情報を適切に管理することにより、安全・安心なデジタル化を推進します。

区民と共に実現する基本構想

基本構想は、杉並区の将来の姿と、進むべき方向性を描くものであり、区の近未来に向けた道筋を指し示す「羅針盤」とも言えるものです。また、区が、区政を担う責任主体として行政運営を行う際の、すべてのもととなる考え方でもあります。

このまちを将来にわたってより良いまちとしていくため、区民や地域団体、民間事業者等、杉並区に関わるすべての方がこの構想を共有した上で、総合計画等の進捗状況や達成度について、区民等と区が共に確認しながら、基本構想の実現を目指して取り組んでいくこととします。

主な取組

○基本構想実現のための区民参加

無作為抽出により参加者を募る「基本構想実現のための区民懇談会」等を開催するなどにより、区民の区政参加の意識を高めるとともに、総合計画等の取組を共有し、基本構想の実現に取り組めます。

○総合計画等の進捗状況・達成度の公表

総合計画等の進捗状況について、毎年度、広報・ホームページのほか、SNSなどの多様なツールで公表するほか、定期的に計画の達成度についても検証のうえ、区民に周知します。